

平成17年6月30日

平成17年10月11日（一部補正）

神戸市看護大学大学院課程変更認可申請書

（抜刷）

神 戸 市



神戸市看護大学大学院課程変更認可申請書

平成17年6月30日

文部科学大臣 殿

神戸市長 矢田 立郎

このたび、神戸市看護大学大学院の課程を変更したいので、学校教育法第4条及び学校教育法施行令第23条の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。



# 目 次

- 1 設置する大学院等の概要を記載した書類
- 2 大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類
- 3 学長及び大学院の研究科の長の氏名等を記載した書類
- 4 教員の氏名等を記載した書類
- 5 学長及び大学院の研究科の長の個人調書等
- 6 補正事項を記載した書類



## 1. 設置する大学院等の概要を記載した書類



大学院等の概要を記載した書類

事項		記入欄							備考			
設置者		神戸市										
大学又は大学院の名称		神戸市看護大学大学院 [Kobe City College of Nursing Graduate School]										
大学本部の位置		神戸市西区学園西町3丁目4番地										
大学又は大学院の目的		<p>本学大学院は、医療の高度化・専門化並びに地域社会のケアニーズの増大に対応し、真に地域住民の生活の質を高めることのできる高度な実践能力をもった人材、さらに新たな看護システムの構築の推進に寄与しうる高度な研究能力を備えた人材を育成し、実践と研究を通して看護学の深化発展に貢献すると共に、地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。</p>										
申請学部等の名称等	申請学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設の時期及び開設年次	所在地				
	看護学研究科 [Graduate School of Nursing] 看護学専攻 [Department of Nursing] (博士後期課程)	年	人	年次	人	人	平成18年4月1日 第1年次	神戸市西区 学園西町3丁目4番地				
		3	3	—	9	博士 (看護学)				基礎となる学部等 看護学部看護学科  14条特例の実施		
教員組織の概要	学部、学科その他の名称				教授	助教授	講師		計		助手	
					専任	専任	専任	兼任	専任	兼任	専任	
	申請分	看護学研究科 看護学専攻 (博士後期課程)				人	人	人	人	人	人	人
		計				15 (14)	7 (7)	0 (0)	2 (2)	22 (21)	2 (3)	0 (0)
	既設分	看護学研究科 看護学専攻 (博士前期課程)				14 (14)	13 (13)	0 (0)	27 (27)	27 (27)	27 (27)	0 (0)
		計				14 (14)	13 (13)	0 (0)	27 (27)	27 (27)	27 (27)	0 (0)
	合計				16 (15)	14 (14)	0 (0)	29 (29)	30 (29)	29 (29)	0 (0)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計					
	事務職員		2 (2)		10 (10)		12 (12)					
	技術職員		— (—)		— (—)		— (—)					
	図書館専門職員		— (—)		2 (2)		2 (2)					
	その他の職員		— (—)		— (—)		— (—)					
	計		2 (2)		12 (12)		14 (14)					

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用等	計			
	校 舎 敷 地	40,690㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	40,690㎡ ( 0 ㎡)			
	運 動 場 敷 地	9,522㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	9,522㎡ ( 0 ㎡)			
	小 計	50,212㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	50,212㎡ ( 0 ㎡)			
	そ の 他	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	大学全体		
合 計	50,212㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	50,212㎡ ( 0 ㎡)				
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用等	計				
	16,569㎡ (16,569㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	0 ㎡ ( 0 ㎡)	16,569㎡ (16,569㎡)	大学全体			
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			
	6室	14室	8室	1室 (補助職員 0人)	1室 (補助職員 0人)	大学全体		
専任教員研究室	申請学部等の名称			室 数				
	看護学研究科			22室		申請課程全体		
図書・設備	申請学部等の 名称	図 書〔外国書〕 冊	学術雑誌〔外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標 本 点		
	看護学研究科	79,820 [14,041] ( 67,970 [12,661] )	513 [153] ( 513 [153] )	2,009 ( 1,809 )	3,875 ( 3,575 )	62 ( 52 )		
	計	79,820 [14,041] ( 67,970 [12,661] )	513 [153] ( 513 [153] )	2,009 ( 1,809 )	3,875 ( 3,575 )	62 ( 52 )		
図 書 館	面 積		閱 覧 座 席 数	収 容 可 能 冊 数				
	2,033 ㎡		115 席	102,917 冊		大学全体		
体 育 館	面 積		体育館以外のスポーツ施設の概要					
	1,518 ㎡		テニスコート 3面, 200mトラック, 夜間照明設備等			大学全体		
経費の見 積り及び 維持方法 の 概 要	経費の 見積り	区 分	開設年度	完成年度	区 分	開設年度	完成年度	大学全体
		教員1人当りの研究費等	1,015 千円	1,015 千円	図書購入費	9,030 千円	9,030 千円	図書費にはデータ ベースの整備費を 含む。
	共同研究費等	5,000 千円	5,000 千円	設備購入費	406 千円	406 千円		
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	
	958 千円		535 千円	535 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
学生納付金以外の維持方法の概要			神戸市費をもって維持管理する。					
既設の大学等の 状 況	大 学 の 名 称	神戸市看護大学						
	学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地
	看護学部	年	人	年次 人	人	人		神戸市西区学園西町3丁目4番地
	看護学科	4	80	40	400	1.03	H8年度	
	助産学専攻科	1	15	—	15	—	H17年度	
看護学研究科 看護学専攻 (修士課程)	2	15	—	30	0.96	H12年度		
大 学 の 名 称	神戸市看護大学短期大学部							
学 部 等 の 名 称	修 業 年 限	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	定 員 超 過 率	開 設 年 度	所 在 地	
看護学科	3	80	—	240	—	S56年度	神戸市西区学園西町3丁目4番地	
附属施設の概要	該当なし						学生募集停止 (H15年度)	

看護学研究科（博士後期課程）

	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置				
			必修	選択	自由	教授	助教授	講師	助手	
	看護学研究科（博士後期課程）									
授 業 基 盤 科 目	科学哲学特論	1		2		1				<p>〈履修方法及び修了要件〉 本課程に3年以上在学し、博士後期課程授業科目について12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で博士論文の審査及び最終試験に合格すること</p> <p>1. 共通基盤科目 2単位以上 5科目10単位のうちから、2単位必修</p> <p>2. 専門科目 専攻領域を決定し、その領域から特論2単位、特別研究8単位必修</p> <p>合計12単位以上</p>
	生命倫理学特論	1		2						
	比較医療文化特論	1		2			3			
	人間環境学特論	1		2		1				
	応用統計学特論	1		2		1				
科 目 の 概 要	看護実践哲学領域	看護実践哲学特論	1		2		1			
		看護倫理学特論	1		2		1			
		〈特別研究〉 看護実践哲学特別研究	1～3		8		★			
	看護実践開発学領域	女性看護学特論	1		2		2			
		地域老年看護学特論	1		2		2			
		成人看護学特論	1		2		1	2		
		小児看護学特論	1		2		1			
看護組織開発学領域	精神看護学特論	1		2		1	1			
	〈特別研究〉 看護実践開発学特別研究	1～3		8		1	★			
	看護政策・管理学特論	1		2		1				
看護組織開発学領域	看護キャリア開発学特論	1		2		1	1			
	〈特別研究〉 看護組織開発学特別研究	1～3		8		★	★			

看護学研究科（博士前期課程）

	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置				
			必修	選択	自由	教授	助教授	講師	助手	
	看護学研究科（博士前期課程）									
授 業 目 の 概 要	看護学研究概論	1	2			1				〈履修方法及び修了要件〉 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で修士論文の審査及び最終試験に合格すること。
	特別研究	2	6			★	★			
	現象学研究	1		2		1				
	心理社会的測定法	1		2		1				
	ジェンダー学研究	1		2			1			
	フィールドワーク論	1		2			1			
	環境疫学研究	1		2		1				
	推計学	1		2						
	英書講読	1		2			1			
科 目 の 専 門 科 の 概 要	看護技術学特論	1		2		1	1			
	看護技術学特論演習	1～2		6		★	★			
	生体構造機能研究	1		2		1	1			
	生体構造機能研究演習	1～2		6		★	★			
	理論看護学	1		2		★				
	看護倫理研究	1		2		★				
	看護工学	1		2						
	看護管理学特論	1		2		1				
	看護管理学特論演習	1～2		6		★				
	看護キャリア開発特論	1		2			1			
	看護キャリア開発特論演習	1～2		6			★			
	コンサルテーション論	2		2			1			
	看護政策研究	1		2		★				
	看護経済学	1		2						
	看護情報システム論	1		2						
	看護臨床教育論	1		2			★			
	看護教育制度論	1		2			★			
	老人看護援助論特論	1		2		1				
	老人看護援助論特論演習	1～2		6		★				
	慢性病看護学特論	1		2		★				
慢性病看護学特論演習	1～2		6		★	1				
慢性病ヘルスアセスメント	1		1			★				
慢性病治療環境論	2		2							
慢性病看護援助論	1		2		★	★				
中高齢者健康管理論特論	1		2		1	1				
中高齢者健康管理論特論演習	1～2		6		★	1				

看護学研究科（博士前期課程）

	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置			
			必修	選択	自由	教授	助教授	講師	助手
授 業 科 目 の 概 要	急性期看護学特論	1		2		1			
	急性期看護学特論演習	1～2		6		★	1		
	急性期フィジカルアセスメント	1		2			★		
	急性期治療論	1		2					
	感染・創傷管理論	1		2		★			
	急性期看護援助論	1		2			★		
	がん看護学特論	1		2		1			
	がん看護学特論演習	1～2		6		★			
	がん看護援助論	1		2		★			
	がん病態論	1		2		★	★		
	がん治療論	1		2					
	がん化学療法看護	1		2		★			
	パリアティブケア	1		2		★			
	母性看護・助産学特論	1		2		1	1		
	母性看護・助産学特論演習	1～2		6		★			
	周産期母子援助論	1		2		★	★		
	小児看護学特論	1		2		1			
	小児看護学特論演習	1～2		6		★			
	小児発達看護論	1		2					
	小児家族援助論	1		2		★			
	小児看護福祉論	2		2					
	保健医療福祉論	1		2			1		
	ケアワーク論	1		2			★		
	在宅ケアシステム論	1		2					
	高齢者リハビリテーション	1		2					
	精神保健論	1		2		1	★		
家族危機看護論	1		2		★				

看護学部看護学科

	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数又は時間数			専 任 教 員 配 置				
			必 修	選 択	自 由	教 授	助 教 授	講 師	助 手	
	看護学部看護学科									
授 業 科 目 の 概 要	哲学概論	1		2		1				〈履修方法及び修了要件〉 本学に4年（編入学した学生にあっては2年、再入学した学生にあっては定められた修業すべき年数）以上在学し、130単位以上を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。
	論理学	2		2						
	ヒューマニズム思想史	1		2		★				
	ジェンダー論	3		2			1			
	芸術論	1		2						
	生活文化史	2		2						
	比較宗教論	2		2						
	倫理学	2	2			★				
	人間発達学	1	2			1				
	心理学概論	1		2		★				
	教育学	1		2						
	文化人類学	2		2			1			
	医療人類学	3		2			★			
	理論社会学	1		2						
	医療・家族と法	2		2			★			
	日本国憲法	2		2			★			
	経済学	1		2						
	政治学	1		2						
	国際関係論	2		2						
	化学概論	1		2						
	生命科学	1		2						
	遺伝学	3		2						
	生態学	1		2						
	物理学	1		2						
	動物行動学	1		2						
	情報処理学Ⅰ	1	2			1				
	情報処理学Ⅱ	1		2		★			1	
	データ解析法	2		2		★				
	言語構造論	1		2				1		
	通文化コミュニケーション	1		2				★		
	ジャーナリズム論	2		2						
	英語Ⅰ	1	2			1				
英語Ⅱ	1	2					1			
英語Ⅲ	2		2							
英語Ⅳ	2		2		★					

看護学部看護学科

	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数又は時間数			専 任 教 員 配 置			
			必 修	選 択	自 由	教 授	助教授	講 師	助 手
授 業 目 録	英語V	2		2			★		
	英語VI	3		2		★			
	フランス語 I	1		2					
	フランス語 II	2		2					
	ドイツ語 I	1		2					
	ドイツ語 II	2		2					
	中国語 I	1		2					
	中国語 II	2		2					
科 目 の 概 要	人体構造論	1	2				1		
	人体機能論	1	2			1			
	看護病態学 I	2	1				★		
	看護病態学 II	2	1			★			
	微生物学	1	1						
	免疫学	1	1						
	生化学	1	2						1
	栄養学	1	1						
	薬理学	1	1			★			
	リハビリテーション技術論	2	1						
	最新医学の動向	2	1						
	医学概論	1	1						
	疫学・保健統計	3	2			1			
	公衆衛生学	2	1			★			
	行動療法	3		2					
	保健行動論	3	2				1		
	ヘルスプロモーション	1		1			★		
	ヘルスプロモーション演習	1		1			★		
	社会福祉概論	1	2				1		
	老人福祉論	2	2				★		
障害者福祉論	2		1			★			
医療制度論	3	1							
プライマリーヘルスケア	3	1				★			
高齢者ヘルスケア	3		1		★				
ウイルスと人間	3		1						
国際援助と保健資源	3		1						

看護学部看護学科

	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置			
			必修	選択	自由	教授	助教授	講師	助手
授 業 専 門 科 の 目 標 要	看護学原論	1	2			1			
	看護倫理	4	1			★			
	看護科学と哲学	4		1		★			
	看護技術学概論	1	2			1	1		
	看護技術演習Ⅰ	1	1				★	1	5
	看護技術演習Ⅱ	2	1				★	★	★
	看護技術演習Ⅲ	2	2				★	★	★
	看護技術評価	3		1			★		
	基礎看護学実習	2	2			★	★	★	★
	急性期看護論	2	1			1			
	手術患者看護論	2	1				1		
	集中治療看護論	3	1				★		
	感染看護論	2	1			★			
	成人看護学実習Ⅰ	3~4	3			★	★		3
	慢性病看護論	2	2				1		
	慢性病生活援助論	2	1				★		
	がん看護と緩和ケア	3	1			1			
	成人看護学実習Ⅱ	3~4	3			★	★		2
	老年看護学概論	1	2			1			
	老化と老年病	2	1			★			
	高齢者看護援助論	2	1				1		
	在宅ケア論	3	2				★		
	老人看護学実習	3~4	2			★	★		2
	母性看護学概論	1	1			1			
	周産期看護ニーズ論	2	1				1		
	母子看護援助論Ⅰ	2	1				★		
	母子看護援助論Ⅱ	3	1			★	★		
	女性と女性の健康	3		1		★			
	小児看護学概論Ⅰ	1	1			1			
	小児看護学概論Ⅱ	2	1			★			
	小児病態看護論	2	1			★			
	小児看護援助論	3	1			★			
母子看護学実習	2~4	3			★	★	1	5	
地域看護学概論	2	2			1				
コミュニティヘルスケア	3	2				1			
家族発達保健論	3	1			★				

看護学部看護学科

	授 業 科 目 の 名 称	配当年次	単位数又は時間数			専任教員配置			
			必修	選択	自由	教授	助教授	講師	助手
授 業 科 目 の 科 の 概 要	地域看護援助論Ⅰ	3	1			★			
	地域看護援助論Ⅱ	3	2				★		
	地域看護学実習	4	3			★	★		2
	人々の生活と心の健康	2	2			1	★		
	心の病気	3	1			★			
	心の看護	3	1				1		
	精神看護学実習	3～4	2				★		2
	看護管理学概論	3	1			1			
	看護制度論	4	1			★			
	看護政策論	4		1		★			
	看護活動とネットワーク	3		1					
	看護管理学実習	4	1			★	★		1
	看護教育学概論	3	1				1		
	看護教育評価	3		1			★		
	実習指導論	3		1			★		
	看護教育制度	3		1			★		
	看護研究方法論Ⅰ	3	1			★			
	看護研究方法論Ⅱ	4	1			★			
	研究演習	4	4			★	★	★	★
	災害看護システム論	4		1			★		
総合実習	4	3			★	★	★	★	



2. 大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類



## 大学院等の設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類

I	設置の趣旨	1
II	博士課程の設置を特に必要とする理由	2
	1 看護学の体系化	2
	2 神戸市民の健康と福祉への貢献	3
	3 輩出する修了者の進路等	4
III	研究科の名称及び学位の名称	4
IV	教育課程の編成の考え方及び特色	5
	1 教育課程編成の考え方	5
	2 教育課程の特色	6
	3 教育課程の概要	7
V	教員組織の編成の考え方及び特色	9
VI	履修指導、研究指導の方法及び修了要件	11
	1 履修指導、研究指導の方法	11
	2 修了要件	11
VII	施設、設備等の整備計画	12
	1 講義室等の施設、設備について	12
	2 図書等の資料及び図書館の整備について	12
	3 大学院学生の研究室（自習室）等の考え方	13
VIII	既設学部・研究科との関係	13
IX	入学者選抜の概要	14
	1 募集人員・出願資格	14
	2 選抜方法・体制	14
	3 入学者の募集	15
X	大学院設置基準第14条特例による教育方法の実施	15
	1 第14条特例の必要性	15
	2 入学者選抜方法及び修業年限	15
	3 履修指導、研究指導及び授業の実施方法	16
	4 教員の負担の程度	16
	5 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮等	16
XI	自己点検・評価	17
XII	情報の提供	17
XIII	教員の資質の維持向上の方策	18
XIV	学生確保の見通し	19



## I 設置の趣旨

神戸市看護大学は、平成8年4月、神戸市を設置者として、看護の単科大学として設置された。当時神戸市は、前年1月に発生した阪神・淡路大震災からの復興のさなかにあったが、本学は、健康と生活の安全を願う市民の声に支えられ、新たな保健・医療・福祉体制づくりの拠点として開学することになった。したがって本学は、本質的に、神戸市民の健康と福祉に貢献する質の高い看護専門職（看護師・保健師・助産師）の育成、またそのための研究という任務を負っている。

平成12年4月には、「21世紀のヘルスケアシステムに対応できる指導・管理能力の開発、高度専門職業人の育成、そして看護学研究者・教育者の育成」という目的を掲げて、大学院修士課程を設置した。開設以来、平成16年度末までに、修士課程修了生は52名を数え、神戸市をはじめ各地の医療機関や教育・研究機関で、高い専門能力を有する看護職者として、質の高い看護実践ならびに教育・研究活動を展開している。またこの間、臨床サイドから最も要望の多かった「クリティカルケア」領域の専門看護師の育成を目指し、平成15年度に同領域の専門看護師課程の認定を受けている。平成17年度からは新たに「慢性病看護学」「がん看護学」「小児看護学」の専門看護師の認定審査の申請に向けて準備中である。

一方、現在神戸市が推進している「神戸市保健医療計画2010」との関連では、地域社会における、高齢者・母子・慢性病患者をめぐるケアニーズの増大から、〈地域医療システムの構築〉に高い見識を持って直接的に関与し、主体的に研究を進めていくことのできる人材への期待が高まってきている。さらに、神戸市の「医療産業都市構想」においては、同構想が目指す〈次世代医療システムの構築〉ならびに医療サービス水準と市民福祉の向上に対して、本学の博士課程で育成する人材が大きく貢献することが期待されている。

本学がこのような社会的ニーズに対応するためには、ヒューマンサイエンスとしての看護学の位置づけを明確にすると同時に、ますます多様化・複雑化する医療現場の問題点をヒューマンケアの視点から分析・研究し、新しい看護システムならびに保健医療システムの構築へと結び付けられる高度に自立した研究者・教育者ならびに看護管理者の育成が急務である。また、本学の教育・研究の独自性を明確にしていくためにも、大学院博士課程の設置が不可欠である。

したがって、本学が設置しようとしている博士課程では、まず第一に、実践志向に基づく看護学のパラダイム構築を可能にする、創造性豊かな研究者・教育者を育成したい。第二に、こうした理論的基盤に基づく看護実践モデルの開発をとおして、地域医療や地域産業との連携や共同研究を中核となって担える研究者ならびに指導的実践者を育成したい。第三に、ますます高度化・先端化していく医療のなかにあって、市民一人ひとりの生命の安全とケアの質を保証する看護の組織化、看護管理システムの開発、さらにそれらを行政レベルで企画、推進しうる看護管理者・研究者を育成したい。

本学ではこういった現状に鑑み、大学院設置当初の目的を十全に果たすために、また個性豊かで高い学識を備えた研究者・教育者ならびに看護管理者を育成するために、博士課程を平成18年4月に設置しようとするものである。

## II 博士課程の設置を特に必要とする理由

### 1. 看護学の体系化

近年、看護の高等教育化が急速に進展するなかで、わが国における看護研究は、質・量ともに著しい発展をみた。またそれに伴って、看護の知識・技術も急速に集積しつつある。しかしながら、こういった研究成果を看護学として体系化するという志向性が弱かったため、個別科学としての看護学の学問的基盤を脆弱なものとしている。看護学を一つの体系的な学問として成立させるためには、看護学が医学を始めとする関連諸科学から自らを区別し、自らの対象と方法を明確にするという哲学的課題が残されている。

看護学は元来人間の生と死に深く関わり、どのような時代にあっても人間の福祉実現、健康回復への援助という価値の実現にかかわる行為（実践）を本質としている。看護実践は、看護者自身が対象者の呼びかけに応答するものとして、自らを活用するという人間の創造性に根ざした行為であり、そしてまた対象者とのかかわりの中で、新しい状態（よく生きられる状態）を創造していくことである。それは、科学的知見と実践をとおして体得される実践知とを統合させる行為である。実践においては、対象者と対峙し客観的に観察し分析することと、対象者とのかかわりの中で、間主観的に相手の体験している世界を理解することとを基に判断し行為することが求められている。

こういった看護実践は、ケアし、ケアされる存在であるという人間のあり方、すなわち倫理に根ざした行為そのものである。少子・高齢化社会を背景とした21世紀の看護に求められるものは、ケアの倫理を基盤とした看護の学問的体系化と教育・実践ではないだろうか。

看護は現代医療の一端を担うという位置づけの中で、ともするとその専門性と学問分野とを自然科学的パラダイムに求めてきた。看護学を実践科学として位置づけようとする試みもその一例であり、今日でもごく一般的である。しかしながら、それらは、最大限の統制・客観性・価値の中立性・テクノロジーなどを強調する自然科学のパラダイムに依拠するものであり、看護の現象を科学的知識のみで体系づけようとする試みに他ならない。ホリスティックに人間を見ていこうとする看護の研究においては、それだけではどうしても不十分である。看護実践にとっては、科学的パラダイムからは排除されがちな主観性、状況、脈絡、意味や価値などが、むしろ重要で不可欠な構成要素であるからである。

看護学がヒューマンケアの視点から現代社会のニーズに即応し、人々の健康問題や看護ケアに取り組むためには、狭い意味での科学主義や主観主義への捉われから自由になることをとおして看護実践の構造を解明すると同時に、看護の本質に根ざしたヒューマンサイエンスとしての学問的方法論の確立が急務である。

今日、看護の研究者に求められているものは、細分化された科学的知識と実践知としての全体性とを統合した、狭い意味での科学の枠組みを超える、ひとまわり大きい「新しい看護の科学」への挑戦であろう。このような看護実践に立脚した新しい看護の科学を確立するためには、基礎的な研究能力に加えて、看護学独自の学問的理念と方法論を切り拓くことのできる高度で自立した研究者・教育者の育成が不可欠である。

## 2. 神戸市民の健康と福祉への貢献

本学は開学直後から、阪神・淡路大震災の復興途上にあった地域における災害看護ネットワークの活動拠点として貢献すると同時に、神戸市の3つの市民病院群をはじめ市内各所の病院、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、保健所など、多くの保健医療提供機関との教育・研究交流を重ね、看護職者と看護サービスの質の向上に貢献してきた。

とりわけ本学と市民病院群とは開学当初から、看護学実習や臨床共同研究による教育・研究交流や、看護職員の学部編入受け入れなどをおして関係を深めてきた。平成12年度の学部完成年度（大学院修士課程開始年度）以降は、多くの卒業生が市民病院群に就職するとともに、市民病院群の中堅看護職員が大学院に進学し、修了後は再び市民病院群に復職するといった流れも確立され、これら卒業生・修了生たちは今日、市民病院群のスタッフや中間管理職として臨床と大学との重要な結節点としての役割を果たしている。

こうした臨床・大学の教育・実践・研究を通じた連携は、全国に先駆けた「臨床と大学との『循環型教育』」のモデルともいえ、学部卒業生が経験年数を重ねるにともない今後ますますその発展が期待できる。

一方、神戸市の保健医療政策においては、平成14年から「神戸市保健医療計画2010」が進行中である。本計画は基本目標を「『市民とつくる健康と安心のまち神戸』の実現」に置き、①地域医療システムの構築ならびにインフォームド・コンセントや医療安全の実現等による医療サービスの充実、②少子高齢化社会における健康生活の実現、③災害や新興感染症に即応できる健康危機管理体制の充実強化を重点課題としている。

こうした計画の推進下にあつて、本学が博士課程設置をおして果たすべき役割は多い。まず、＜①地域医療システムの構築＞に関しては、神戸市の「医療産業都市構想」とも関連し、2010年にはより高度先端医療を担う病院として神戸市立中央市民病院の新築・移転が計画されている。本学には、高度先端医療現場における看護ケアのあり方を、看護倫理を核として研究し、具体的に提言・実践できる指導的実践者の育成が強く望まれている。

また、患者・市民の立場に立った地域医療システムの構築のためには、地域のプライマリケア施設から先端医療機関にいたる総合的なケア・マネジメント・システムの実践開発が喫緊の課題となっている。これは＜③健康危機管理体制の充実強化＞のためにも不可欠の課題である。本学博士課程においては、市民病院群をはじめ地域の医療・福祉施設全体を視野に入れ、単に施設間の機械的連携にとどまらず、ケアを受ける当事者の経験と視点に立脚したきめ細かなマネジメント・システムの開発と運営を、行政レベルでの政策策定も含めて担いうる能力を備えた看護管理者の育成が求められている。

他方、少子高齢化の進行、がん、心臓病、脳血管疾患などの生活習慣病の増加の中で、市は現在、国の『健康日本21』『健康親子21』を踏まえた『健康こうべ21』を推進中である。＜②少子高齢化社会における健康生活の実現＞の核となるのは、市民一人ひとりが自分自身の健康状態を理解し、適切な生活習慣を主体的に身につけ実践していくことである。それゆえ看護学には、市民に適切な情報や技術を提供し、あらゆる発達段階の対象者が主体的に健康づくりに取り組める具体的な援助方法の開発がますます求められてきている。

さらに、震災後、地域コミュニティの脆弱化が進行している神戸市にあつては、地域コミュニティそのものの活性化を図るなかで、健康づくりを支援する環境とシステムを構築していくことが重要である。これらの評価測定方法の開発も含めて、部分的な方法論のみならず、統合的なしくみを作り出していくための方法論を開発できる人材育成のためにも本学博士課程は貢献できると考える。

以上のように、本学博士課程は、行政ならびに地域の保健医療福祉機関、看護職者・医療者そして患者・市民と連携・協力し、自立的に研究活動をおこない、新たな支援モデルやシステムを開発、実践・管理すると同時に、そのプロセスを学問的に評価・検証できる能力を備えた人材の育成という点において、神戸市民の福祉と健康に貢献できると考える。

### 3. 輩出する修了者の進路等

大学院博士課程修了者の進路については、次の2つが大きく想定される。

第一は、大学・研究機関の教育研究者である。平成9年度に日本看護系大学協議会が実施した調査結果によれば、当時すでに大学院修了者の約4割が教員として就職していた。現在も看護系大学・学部増設にともない教員需要は増大しつづけているが、近年は、講師以上の教員採用人事において、とりわけ大学院を設置する大学においては、博士課程修了ないし博士号を有することを条件とする大学が増加してきている。

博士課程修了者の進路として第二に考えられるのは、施設、地域の臨床現場における上級管理職である。現在、修士課程の増設にともない各領域で専門看護師の養成・輩出が進んでいるが、看護管理者の養成については、日本看護協会のおこなう認定看護管理者制度があるのみである。また、既存の認定看護管理者制度は、主として病院看護管理者を対象とした認定研修制度であり、地域・在宅あるいは行政機関も含めた幅広い活動領域をカバーできているとはいえない。さらに、認定研修修了者の中にも、大学院においてより専門的・体系的に学び、経営管理の実践力と同時に研究能力を高めたいと望む者は少なくない。よって今後は、修士課程修了の現職管理職が14条特例を活用して在職のまま博士課程に進学し、学位取得後にはより上位の管理職として活躍するといったことも大いに期待できる。

## III 研究科の名称及び学位の名称

神戸市看護大学は、平成8年4月、神戸市を設置者とする看護の単科大学として設置されている。平成12年4月には、大学院看護学研究科看護学専攻修士課程が設置され、これまで高度看護専門職ならびに看護学研究者・教育者の育成という設置目的と教育課程に沿った教育・研究活動を実施してきた。したがって、今回、大学院の課程変更に際して申請する博士課程の名称は、「看護学研究科看護学専攻博士後期課程」であり、学位に付記する専攻分野の名称は、博士（看護学）である。

英文名称は以下のとおりである。

神戸市看護大学大学院	Kobe City College of Nursing Graduate School
看護学研究科	Graduate School of Nursing
看護学専攻	Department of Nursing
学位に付記する専攻分野	Doctor of Philosophy in Nursing (PhD)

#### IV 教育課程の編成の考え方及び特色

##### 1. 教育課程編成の考え方

大学院の編成は、博士前期課程と博士後期課程を区分し、それぞれ後述する修了要件を満たした学生に修士または博士の学位を授与することとする。区分制をとるのは、次のような理由による。まず、看護学研究科博士前期課程では、高度専門職業人（専門看護師）の育成をその目的の一つとしていることもあり、修了後、医療機関等における実践および教育研究機関における教育実践に携わることが希望する学生が多く、ただちに後期課程への進学を希望する者は少数であると考えられる。加えて、隣接諸科学領域の大学院修了生を受け入れることも可能となる。このように、区分制をとることは、本学を含む大学院博士前期課程の修了生が実践を積み、博士前期課程における学習成果をそれぞれの現場で生かし、あるいはさらなる探究の必要性を確認した後に、博士後期課程への進学を目指す道を確保する点で有用であると考えた。このことは、本学大学院の設置の趣旨である、臨床臨地の実践に根ざした看護学の探究とも合致する。

区分制をとることにより本学大学院後期課程には、前期課程修了後一定期間を経た者や、看護学のみならず隣接領域も含めた他大学院の博士前期課程修了生などの入学が予想される。こうした多様な背景をもつ学生には、本学大学院博士前期課程で課している30単位の履修による効果を一律に期待することはできない。そこで、こうした学生が博士論文作成への準備性を整えられるよう、博士後期課程においても前期課程同様、特別研究8単位を含む12単位以上の取得を修了要件の一部とする単位制をとることとした。

以上のような考え方ならびに設置の趣旨のもとに、博士後期課程の教育課程を構想した。博士前期課程との関連を含めて、以下に述べる。

修士課程（以下、博士前期課程とする）では、高度専門職業人（専門看護師）の育成、研究者・教育者の育成をはかるため、共通基盤科目と基礎看護学、実践看護学、看護組織学の3領域からなる専門科目を配した。博士後期課程では、「新しい看護の科学」に挑戦し、実践課題に創造的に応えることができる人材の育成という教育目標の達成を目指し、博士前期課程の3領域をさらに発展させて、以下のように構成する。

(1) ヒューマンサイエンスとしての看護学の探究、すなわち、人間的営みとしての看護実践に、その本質、独自の対象及び方法論を探究するため、博士前期課程における基礎看護学を発

展させ、「看護実践哲学領域」を設ける。基礎看護学は、看護技術学特論、理論看護学、看護倫理研究等の科目で構成したが、これらを統合し、博士後期課程ではヒューマンサイエンスとしての看護学の哲学的倫理的基盤を構築する。これにより、看護実践の本質を反映した看護学の体系化と深化に資することができると思われる。(2) 臨床臨地の実践諸分野の中範囲理論開発を意図して、博士前期課程の実践看護学領域を発展させ「看護実践開発学領域」とする。看護実践諸分野におけるさまざまな課題を創造的に探究し、実践により近い中範囲理論の開発につながる。これにより、看護の質の向上に貢献することが期待できると考える。(3) 進行しつつある看護の役割拡大の方向性を見定め、地域社会の要請に応える看護の組織化と運営、個人と社会の側から看護職者の発達を探究するため、看護組織学を発展させ「看護組織開発学領域」を設ける。これにより、市民の福祉に真に貢献しうる仕組みの開発とそれを支える人材育成が可能になると考える。

これら3領域は相互に関連し、バランスよく発展することで、ヒューマンサイエンスたる看護学の構築を実現できると考える。すなわち、看護実践の基盤としての看護実践哲学領域の上に、さまざまな健康問題を抱える人々への看護実践を探究する看護実践開発学領域があり、これらの成果を人々が享受するためのしくみづくりに資する看護組織開発学領域が重要となる。

(資料1参照)

## 2. 教育課程の特色

教育課程の特色は、実践に根ざした看護学の探究を3つの領域で目指すことを念頭に、各領域に博士論文作成につながる特論をおき、さらに特別研究を設けた。また、看護学の研究に役立つ科学哲学特論をはじめとする共通基盤科目を設けることとした。各領域、および共通基盤科目のねらいを以下に述べる。

### (1) 実践志向の新しい看護の科学への挑戦

実践志向に基づくヒューマンサイエンスとしての看護学のパラダイム構築を可能にする、創造性豊かな研究者・教育者の育成を目指す。

### (2) 看護実践開発学領域における中範囲理論構築につながる研究

堅実な研究成果に基づく看護実践モデルの開発を通して、地域医療や地域産業との連携や共同研究を中核となって担える研究者、指導的実践者の育成を目指す。

### (3) 看護組織開発学領域における市民の側から発想する看護の組織化

ますます高度化・先端化していく医療のなかにあつて、市民一人ひとりの生命の安全とケアの質を保障しうる看護の組織化、看護管理システム、政策を開発しうる研究者ならびに看護管理者を育成したい。

### (4) 共通基盤科目を通じた自律性と準備性の向上

看護学の共通基盤となる学科目を、専攻領域に関わらず、学生が自らの学習ニーズに応じて自由に選択し学習することをとおして、多様な教育・実践経験を経て入学してきた学生が、学問的関心を深め、学問的素養を養うことにより、研究ないし博士論文作成への準備性を高めことをねらいとする。

### (5) 特別研究の必要性和指導方針

研究の一連のプロセスの遂行に必要な能力には、当該研究領域の理論的知識や推論を進める論理性と客観性、柔軟かつ創造的な思考力といった知的スキルが含まれる。しかし、看護学研究、特に本学の目指す臨床臨地の実践に根ざした看護学研究では、これだけでは十分とは言えない。人間、特に心身の苦痛を体験している人々や深い喪失の悲しみのただ中にある人々、あるいは医療福祉等の現場で緊張とストレスを知覚している看護職者等を対象者とすることになるからである。従って、看護学研究者には、研究対象者となる人々の権利・尊厳の尊重、研究参加に伴うリスクを最小にして安全を確保すること、研究協力についての個人の意思決定の保証、プライバシーの保護等、研究過程すべてにおいて十分な倫理的配慮が求められる。

さらに、博士後期課程で期待される自立して研究を行う能力には、保健医療福祉施設や地域在宅などの研究フィールドを自ら開拓し、施設責任者や現場の職員に研究の目的や意義について、説得力のある説明ができる力量、自己開示的な姿勢と誠意、熱意を示して信頼を得る力量も含まれる。これらの能力のある範囲は博士前期課程で訓練されていると考えられるが、博士後期課程ではより高度でバランスのとれた能力開発を目指したいと考える。

特別研究では、共通基盤科目、各領域の特論科目等における学習成果を、学生が自ら発展させ、研究計画書の作成、計画書に基づくデータ収集・分析、結果のまとめと考察、結論を導く過程に主体的に取り組む。研究計画段階においても、理論的作業の内容が具体的な事象から乖離しないように、フィールドワークを適宜取り入れていく。このような学生の主体的取り組みは、学問的訓練のみならず、人間的な訓練としても重要になると考える。

指導教員は、学生が研究過程を着実に進めるように、ゼミナール等の形式で学生の発表と討議の場を定期的に確保し、基本的には次のような役割をとる。すなわち、学生の思考を刺激し、あるいは先に進めるような学問的示唆を与えること、研究計画の弱点等への気づきを促すこと、フィールドワークにおける困難や問題に耳を傾け、その解決への学生の取り組みをサポートすること、データ解釈等のスーパーバイズ、論文作成における構成や文章表現の的確さの確認等が中心になると考える。

## 3. 教育課程の概要

教育課程全体は、共通基盤科目と専門科目とで構成する。(資料2参照)

### (1) 共通基盤科目

専攻する領域に関わらず、学生が自らの研究課題の学問的位置づけや方法論的特性を熟考し、発展させる上で必要な科目を共通基盤科目として配置した。履修については、5科目のうちから1科目2単位以上の履修を課す選択必修の考え方をとった。科目については、3領域との関連、現象の全体性を捉えるアプローチや科学的検証等の看護学研究の方法論的基盤の強化といった観点から、次に述べる5科目とした。

「科学哲学特論」は、歴史的経緯を踏まえて科学についての考え方を教授する科目であり、看護学の学問的位置づけや人間現象を扱う看護学方法論の特性を検討する上で、看護実践哲

学領域はもちろんのこと、3領域すべての基盤になる科目と考えられる。「生命倫理学特論」は、看護実践哲学領域との関連だけではなく、近年の医科学の発展に伴い医療現場における倫理の重要性が増していることから、やはり3領域すべての基盤と考える。「比較医療文化特論」は、看護の主たる対象者である患者と家族の側から、体験としての病いについて固有の文化の観点から理解を深めると共に、多様なアプローチを学ぶ科目である。本科目は、主に看護実践開発学領域に資すると考えて設けた。「人間環境学特論」は、環境との関連という広い視野から人間の健康とその現象を理解すると共に、疫学的方法論を学ぶ科目として、主に看護実践開発学領域ならびに看護組織開発学領域の探究の基盤になると考える。最後に、「応用統計学特論」は、看護学で広く用いられる集団特性の解明、看護援助の効果測定等に不可欠な統計学の理論と実際を深めると共に、研究デザインの考え方を学ぶ科目として、主に看護実践開発学領域ならびに看護組織開発学領域の基盤として設けた。

## (2) 専門科目ならびに特別研究

専門科目ならびに特別研究は、看護実践哲学領域、看護実践開発学領域および看護組織開発学領域の3つの領域ごとにそれぞれ配置した。専門科目は、特論として領域ごとに複数配置されているが、特別研究は各領域毎に配置し、特論における学習成果を深化・発展させ博士論文を作成するための学科目として位置づけた。なお、特別研究においては、各特論科目に特化した研究課題を探究する。

### ① 看護実践哲学領域

看護実践哲学領域は、看護実践の本質を探究し、看護哲学の構築を目指す。その探究においては、看護の理論と実践の関係を捉え直す作業が不可欠であるが、その際にフィールドに立ち戻ること、すなわち抽象的論理的思考に留まることなく、流動変化する個々の具体場面との関連を重視する。さらに、人間的営みとしての看護という日常性の全体論的文脈と、個々の事象を経験科学的に明らかにしようとする分析的な文脈を重ね合わせ、統合の道筋を見出していく。研究の方法論としては、論証のみではなく、看護実践のフィールドワーク等を通じた例証、実証を含むアプローチをとる。

本領域には、看護を歴史的に捉えなおし、理論的系譜ならびに実践の変遷の意味から、看護の本質に迫り、さらに技術という観点から看護とは何かを探究する「看護実践哲学特論」、多様な方法論を用いて看護実践の核となる看護倫理を理論的実践的に探究する「看護倫理学特論」の2つの特論と、ここでの成果を博士論文に向けての探究に引き継ぐ「看護実践哲学特別研究」をおく。

### ② 看護実践開発学領域

看護実践開発学領域は、さまざまな臨床現場の看護実践における新たな看護支援方法の開発とその理論化、検証を目指す。本領域では、再生医療や遺伝子治療等の医療技術の進歩、保健医療福祉政策の変革等の動向を見据え、新たな看護ニーズを先取りして看護支援方法の開発に取り組むことが中心的な課題となる。このように開発された理論は、実践により近い中範囲理論として位置づけられ、看護実践の基盤をより堅固で確実なものとする。

本領域には、主に健康状態や発達段階等の対象特性ならびに看護援助の特徴により、次

の5つの特論をおく。すなわち、地域や家庭における個人や集団の自主的な予防的取組みへの健康生活支援が中心となる「女性看護学特論」「地域老年看護学特論」、及び複雑な健康問題や障害をもつ個人や家族のQOLを高めるよう療養生活支援に焦点を当てる「成人看護学特論」「小児看護学特論」「精神看護学特論」である。そして、これら特論での成果を博士論文に向けての探究に引き継ぐ「看護実践開発学特別研究」をおく。

### ③ 看護組織開発学領域

看護組織開発学領域は、変化する社会の要請に応える看護の組織化のあり方とそれを支える看護職者の能力開発を追究し、併せて行政をはじめとするさまざまな機関における看護政策の策定やその評価を目指す。既存の機関における組織化だけではなく、新しい看護職者の機能や組織化に着目し、看護政策の開発につながる研究を目指す。

本領域には、看護提供とその評価に関するさまざまなレベルにおける組織化を理論的実践的に探究する「看護政策・管理学特論」、個人及び組織の視点から専門職としての看護職者の能力開発を探究する「看護キャリア開発学特論」の2つの特論と、ここでの成果を博士論文に向けての探究に引き継ぐ「看護組織開発学特別研究」をおく。(資料3参照)

## V 教員組織の編成の考え方及び特色

設置しようとする博士後期課程は、設置趣旨ならびに必要性を具体化するための教育課程として3つの領域、つまり看護実践哲学領域、看護実践開発学領域、看護組織開発学領域を置いた。

看護実践哲学領域「看護実践哲学特論」には、看護の本質と看護実践の倫理的基盤を探究することをとおして、看護理論を抽出し、看護学の体系化に関心を寄せる学生の入学が期待されている。従ってこれまで基礎看護学における長年の教育実績を有し、特に実践に根ざした看護学の方法論的研究ならびに看護技術論を切り口とした看護哲学分野の業績を積み、博士前期課程ならびに博士後期課程での研究指導の実績を有する教員を配置した。また、「看護倫理学特論」には、慢性病看護学分野及びナラティブによる実践知の探究、学会等の活動を含む看護倫理に関する教育研究実績を積み、博士前期課程での豊富な研究指導実績を有し、博士の学位を有する教員を配置した。

看護実践開発学領域には、それぞれの対象特性に基づく看護（女性・地域老年・成人・小児・精神）のより高度な専門性を追究し、看護実践の理論開発に関心を寄せる学生の入学が期待されている。従ってそれぞれの分野での教育実績と研究業績を積みむと同時に地域社会のニーズに即応した実践モデルの開発にまで高めることができる能力を有し、博士前期課程における指導実績を十分に積んだ教員を配置した。

その内「女性看護学特論」は2名の教員によるオムニバス方式で構成している。その1名は修士の学位を有し、助産学の視点から現代社会における女性問題を幅広く研究し、地域の人々との交流をとおして新たな看護実践モデルの構築に取り組んでいる教員を配置した。その他1名は博士の学位を有し、英文学を対象にジェンダー問題を深く探究している教員であり、「看護実践開発学特別研究」では母性看護学分野における研究の補助として配置した。

「小児看護学特論」には、博士の学位を有し、介入研究等の研究実績、博士前期課程における指導実績を有する教員を配置した。「地域老年看護学特論」を担当する教員は2名であるが、その内1名は博士の学位を有し、地域のマイノリティの人々への支援活動等を通じた研究業績を有し、博士前期課程での指導業績も有している。その他1名は修士の学位を有し、長年にわたる老年看護学の教育研究実績を有している。さらに、「看護実践開発学特別研究」を指導する教員として、博士の学位を有し、主に認知症高齢者の看護援助方法の開発に取り組み、博士前期課程における指導実績を備えた教員を配した。

「成人看護学特論」はオムニバス方式で、教授1名、助教授2名で構成している。3名とも修士の学位を取得している。その内教授は感染看護とクリティカルケア分野の研究に長年の実績を有し、博士前期課程での数多くの指導実績を有している。助教授2名のうち1名はクリティカルケア分野への患者の安楽という観点から代替療法を導入する研究に取り組み、現在博士後期課程に在籍中である。その他1名は生活習慣病を病む人々の療養生活支援に関する研究に取り組み、地域におけるさまざまな支援活動に精通した教員を配置した。

「精神看護学特論」は2名の教員によるオムニバス方式で構成している。内1名は修士の学位を有する教員であるが、長年の教育・研究実績を有し、現在博士後期課程に在籍中である。その他1名は医学博士の学位を持つ教員であり、「看護実践開発学特別研究」では研究の補助として配置した。

看護組織開発学領域には、看護組織・システムの開発ならびに看護職者のキャリア開発モデルの探究に関心を寄せる学生の入学が期待されている。従って「看護政策・管理学特論」には、医療政策全体との関連において幅広く看護の組織とシステムのあり方を探究した研究業績を有し、かつ博士前期課程での指導経験と博士の学位を有する教員を配した。また、「看護キャリア開発学特論」には、看護職者のキャリア開発プロセスとその支援のあり方について、個人の発達と組織の人材育成との両側面から国内外にわたって幅広く研究実績を重ね、かつ博士前期課程での指導経験を有する教員2名を配置した。このうち1名は博士の学位を有し、もう1名は現在博士後期課程に在籍中である。なお「看護組織開発学特別研究」には上記教員その他、医学博士の学位を有し、「人間環境学特論」担当の教員を研究の補助として配置した。

共通基盤科目については、本学の基礎科目（教養科目）等の専任教員を主に配置しているが、「科学哲学特論」の一部、「生命倫理学特論」については、より専門性を重視する意味で学外に兼任教員を求めることにした。「科学哲学特論」及び「比較医療文化特論」、「人間環境学特論」、「応用統計学特論」については、いずれも博士号を有する教員あるいは当該領域の研究業績を十分に有する教員を配置している。

なお、教員の年齢構成は、50歳代の教員が博士7名、修士4名と最も多く、40歳代の博士4名、修士5名と続き、60歳代は修士2名である。詳細な職位別年齢構成表は別紙資料の通りである。

#### （資料4参照）

本学教員の定年は、神戸市看護大学教員の定年に関する規定第2条により、満65歳と定められている。（資料5参照）

また、神戸市看護大学長選考規程第17条に規程する学長の任期について、再任された場合の任期を2年から3年、在任期間の限度を6年から7年の特例を設けた。（資料6参照）

## VI 履修指導、研究指導の方法及び修了要件

### 1. 履修指導、研究指導の方法

入学時のオリエンテーションとともに、教育課程、履修方法に関するガイダンスを行う。入学した学生については、学生の希望を優先して専攻領域を決定し、それぞれの専攻領域において指導教員による個別の履修指導、研究指導及び論文指導を行う。具体的な指導方法は以下のとおりである。

#### (1) 履修指導

学生は、看護実践哲学領域、看護実践開発学領域、看護組織開発学領域の3領域の中から1領域を専攻し、その領域で履修指導、研究指導を受け博士論文を作成する。

指導教員は、学生が専攻する領域の学習を深めるために履修する授業科目を計画的に選択することができるように、領域ごとの履修モデル例を示して個別に指導を行う。(資料7参照)

学生の履修科目選定にあたっては、専攻領域から2単位以上の特論を選択するとともに、共通基盤科目から2単位以上の特論を自由に選択するよう指導する。また、専攻領域の特別研究を8単位履修するように指導する。

#### (2) 研究指導

学生の研究指導には、研究科委員会で決定された専攻領域の指導教員があたる。学生の研究課題により、必要であれば副指導教員をおくことがある。副指導教員は、学生の研究テーマに関連の深い専門をもつ教員の中から選定し、研究科委員会で決定する。指導教員は必要に応じて副指導教員と適切に連携を取りながら、研究における倫理問題への対応を含めて、学生の研究テーマの決定から論文の作成までを指導し、論文の審査を主導する。

#### (3) 博士論文の作成

1年次では、共通基盤科目の履修、専門科目の履修をとおして、学生の関心課題を明らかにし、研究テーマの明確化を目指す指導を行う。学生は専攻領域の特論を履修後、研究テーマを決定するとともに、研究科委員회에研究計画書を提出し、研究計画書の審査ならびに倫理審査を受ける。この審査に合格後、学生は研究の計画に沿った活動を展開し、指導教員は研究プロセスにそって必要な指導を行う。(資料8参照)

#### (4) 論文審査

学生は、学位論文審査願、博士論文、論文要旨を提出し論文の審査を受ける。論文の可否は、審査委員による論文審査と最終試験によって決定する。審査委員は、主査1名、副査2名以上とし、研究科委員会が選任する。

### 2. 修了要件

博士後期課程を修了するためには、本課程に3年以上在学して、共通基盤科目から2単位以上、専門科目から2単位以上、特別研究8単位、合計12単位以上を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、博士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件とする。(資料9参照)

また、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に、博士（看護学）の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院に3年以上（本大学院博士前期課程に1年以上、あるいは、博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し、本課程において2年以上）在学すれば足りるものとする。

## VII 施設、設備等の整備計画

### 1. 講義室等の施設、設備について

本学は、主要な施設として、講義室6室（大講義室2室、中講義室2室、小講義室2室）、実習室5室、実験室3室及び演習室14室を有している。このうち演習室については、常時2室が博士前期課程学生専用として確保されており、後期課程学生に対しても同様に専用室を割り当てる予定である。その他の講義室等や、付帯の機材、器具等はすべて学部及び博士前期課程学生との共有になるが、現在の使用頻度、使用時間数からみて特に支障はない。以上から、講義室等の施設、設備については現有分以外に新たな設置の必要はないと考える。

### 2. 図書等の資料及び図書館の整備について

本学図書館は平成8年の開学以来、大学の理念・目標に従って整備され、平成12年の完成年度以降には図書等資料整備費が予算に経常化され今日に至っている。現在の総所蔵数は約6万8千冊、雑誌513種類、その他視聴覚教材が1800余点である。

本学は看護の単科大学であるため、看護学の専門図書・雑誌等が重点的に整備されてきたことはいままでのない。さらに、より高度な専門図書・雑誌等の整備・充実には、大学院博士前期課程開設以後の大学院図書費をはじめ、各講座への配分図書費や看護系新刊図書費などが活用されている。加えて、平成17年度は博士後期課程のための図書費として新たに計上されており、さらなる整備・充実を図っていく予定である。

図書館の建物・設備については、3階建ての各階に書架を設置し、1階部分に閲覧室75席とリラクゼーションルームを、2階にはさらに閲覧席40席とキャレルコーナー6席を設置している。これらの席数・スペース等にはまだ十分余裕があるため、博士後期課程設置に際しても問題なく対応できる。

図書館機能の整備については、図書及び雑誌のすべてがすでにデジタルデータベース化されている。また、電子ジャーナルは高額なため未導入であるが、引き続き導入の方向で検討を進めていく予定である。

なお、本学は「神戸研究学園都市大学交流センター推進協議会」に加盟し、会員校である5つの大学と高等専門学校1校と図書館の相互利用協定を結んでおり、幅広い関連諸科学の図書を利用できる環境にも恵まれている。

また、図書館は、平成15年度より平日は21時まで開館している。平成17年5月からは土曜日の開館を実現し、司書1名も増員した。博士後期課程設置後は、さらに図書館の開館時間を22

時まで延長する等の改善をはかっていきたいと考えている。

### 3. 大学院学生の研究室（自習室）等の考え方

本研究科ではすでに博士前期課程の学生用の研究室（自習室）2室を設け、学習机、椅子、書架、ロッカーならびにパーソナルコンピューターと必要ソフトウェアを整備している。パーソナルコンピューターは既設の学内LANに接続し、研究室からの図書・文献検索ほか外部へのネット接続が可能であり、学生には個人用メールアドレスも割当てている。加えて、学部の施設・設備を共用することができることはいうまでもない。

博士後期課程設置にあたっては、新たに博士後期課程の学生用の自習室を1室確保すると同時に、上記のような現行の博士前期課程の学生に対するものと同様以上の設備・環境を学生人数分確保する。（資料10参照）

## VIII 既設学部・研究科との関係

本学看護学部の教育課程は、平成8年の開学以来、開学の理念を実現するために、伝統的な諸科学とされるリベラル・アーツを精選して編成した「基礎科目」、看護学の近接領域の諸科学で編成される「専門基礎科目」、看護の深い理解と実践能力の育成に必要な科目で編成する「専門科目」を、学習の段階的な成立を考慮に入れて有機的に配置してきた。

平成12年に開設した大学院博士前期課程は、高度専門職業人（専門看護師）の育成と、研究者・教育者の育成という目的を達成するために、学部教育の構造をさらに発展させ、学生の学問的興味に応える広がり、地域社会の要請等を考慮に入れて、教育課程を作成した。まず、学部における「基礎科目」「専門基礎科目」及び「専門科目」の一部を「研究方法科目」として「共通科目」に組み入れた。これにより、学生が研究のプロセスを学ぶことをとおして博士後期課程進学に相応する基礎的研究能力を身につけることが期待される。また、学部「専門基礎科目」の中の人体の構造・機能に関する科目を看護学の分野に組み入れ、看護学に必要な生態学的な探究と、看護技術論を切り口として看護の理論的基盤の探究をめざす「基礎看護学領域」とした。この領域には、学部における看護倫理・看護学原論を発展させた看護倫理学研究、理論看護学等の科目を配している。また、臨床臨地の実践能力を培う分野である学部の「成人・老人看護学」「母子看護学」「保健看護学」は一つの領域としてまとめ、高度専門職業人の育成をめざす「実践看護学領域」とした。この領域には、さらになん看護学、ケアワーク論等の特化した科目を配している。さらに、学部の「組織看護学」は看護キャリア開発特論、コンサルテーション論等の関連科目を加えて充実をはかり、「看護組織学領域」とした。

新たに設置する博士後期課程においては、博士前期課程の特色を、その学的探究においてさらに発展・深化させ、「新しい看護の科学」に挑戦し、実践課題に創造的に応えることができる人材の育成という教育目標の達成を目指すため、以下のように教育課程を構成した。

まず、博士前期課程の「基礎看護学領域」は、看護技術学特論、理論看護学、看護倫理研究等

の科目で構成されるが、博士後期課程においてはこれらを統合・発展させ、ヒューマンサイエンスとしての看護学の哲学的倫理的基盤を構築することを目的に「看護実践哲学領域」とした。

また、博士前期課程の「実践看護学領域」は、実践諸分野での中範囲理論の開発を意図して後期課程では「看護実践開発学領域」に、同じく「看護組織学領域」は、社会のニーズに応える看護組織や政策及び看護職者の発達のあり方をより具体的に探究するため「看護組織開発学領域」として発展させた。

- ①博士前期課程における「基礎看護学領域」→博士後期課程「看護実践哲学領域」
- ②博士前期課程における「実践看護学領域」→博士後期課程「看護実践開発学領域」
- ③博士前期課程における「看護組織学領域」→博士後期課程「看護組織開発学領域」

このように、博士後期課程の教育課程については、博士前期課程との構成の整合性を図りつつ、領域名称に「実践」「開発」という新たなキーワードを、博士後期課程の目標である理論開発や各専門領域における実践モデルの開発を明確に示すものとして含めた。

博士前期課程の領域・分野との関連を図に示した。(資料11参照)

## IX 入学者選抜の概要

### 1. 募集人員・出願資格

博士後期課程看護学専攻の募集人員は、1学年3名とする。

出願資格としては、以下のいずれかに該当する者とする。①大学院看護学研究科における博士前期課程（修士課程）を修了し、学位を取得した者、又は平成18年3月31日までに修了し、学位を取得見込みの者、②看護学に関連する諸科学の修士の学位を取得した者、又は平成18年3月31日までに修士の学位を取得見込みの者、③外国において看護学もしくは関連諸科学の修士の学位に相当する学位を取得した者又は平成18年3月31日までに修士の学位を取得見込みの者、④文部科学大臣の指定した者、⑤その他本大学院において、修士の学位を有する者と同以上の学力があると認めた者。なお、看護師免許を有していることが望ましい。

また、出願者はあらかじめ志望する専攻領域の指導教員と面談し、専攻する領域を明確にしておくこととする。

### 2. 選抜方法・体制

本学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程のアドミッション・ポリシーとして、次の5項目を掲げている。

- ① 専攻領域の基礎的な知識や技術を有する人
- ② 高度専門職業人・教育研究者として、看護学や看護実践の発展に貢献する意欲がある人
- ③ 論理的思考と柔軟な発想、国際的視野をもって探究できる人

- ④ 倫理的な感受性と判断力をもって行動できる人
- ⑤ 協調性をもって積極的に意見を表明することができる人

博士後期課程では、上記のアドミッション・ポリシーを踏まえ、さらに設置の趣旨に則り、創造性豊かな人材を求めることとしたい。

入学者の選抜方法は、外国語と専門科目の学力試験、面接及び出願書類によって総合的に判定し、得点の上位者から合格とする。

入学試験の時期としては、平成18年1月末から2月上旬を考えている。また、看護学研究科長以下、看護学研究科入試小委員会の責任のもとに入学試験体制を整え、実施する。

### 3. 入学者の募集

看護学研究科の入試小委員会を中心に募集要項を作成するとともに、大学案内や大学ホームページに掲載する。また、本学修士課程の修了生を中心に、近隣の修士課程あるいは博士前期課程を設置している大学に募集要項を送付する。

## X 大学院設置基準第14条特例による教育方法の実施

### 1. 第14条特例の必要性

本学大学院は、臨床臨地の実践に根ざした看護学の探究を中心的目的としている。それ故、臨床臨地の実務を経験し、看護現象を熟知した上で現場での問題意識を研究につなげていきたいという意欲をもつ社会人学生の入学は大いに歓迎されるところである。実際に博士前期課程に入学してくる学生は、実務経験年数が3年～20数年と幅広く、むしろ学部から直接受験する例は希と言える。博士後期課程への入学生も前期課程と同様あるいはそれ以上の社会人経験者及び年齢層が想定される。

このように大学院進学を希望する看護職者は、経済面での自立が求められる年代にある。また、とりわけ医療機関では、一旦退職すると、採用時の年齢制限により再就職が困難になってしまう場合が少なくない。それゆえ、退職せずに進学を可能にする第14条特例は、収入維持の点でも卒後の就業確保の点でも進学希望者から実施の要望が強い。

以上の理由から、さらに、学位取得後医療機関を含むさまざまな場で活躍することを期待する本学の人材育成の観点からも、博士前期課程で既に実施している大学院設置基準第14条特例（昼夜開講制）を博士後期課程においても実施し、臨床臨地で活躍している看護職者に学ぶ機会を提供することとした。

### 2. 入学者選抜方法及び修業年限

第14条特例による就学を希望する場合も、入学者選抜、修業年限については特別の扱いはせず、選抜方法はIXの2に示したとおりとし、修業年限も同様に3年とする。

### 3. 履修指導、研究指導及び授業の実施方法

博士前期課程で既に実施している方式を後期課程でも用いる。すなわち、週1日決まった曜日に共通基盤科目を集中して開講する。入学が決定した学生にその曜日を登校日として指導する。特論、特別研究等については、個々の学生と教員の間で相談・調整し、土日や夜間開講も含めて柔軟に対応する。

現在博士前期課程では、必修科目である看護学研究概論を始めとして、専攻領域を問わず多くの学生が履修する科目を6,7時限(18:10~21:20)及び金曜日に組み入れる時間割を作成している。また、専攻領域・分野ごとに入学が決定した14条特例学生の希望をあらかじめ確認した上で時間割を作成し、履修上の不利益を最小にするように計らっている。

なお、平成17年度大学院時間割(1年生)を資料として添付した。(資料12参照)

博士後期課程では、履修科目数ならびに履修単位数等の修了要件が前期課程とは大きく異なる。博士前期課程では幅広い選択科目から数多くの科目・単位数を履修することが求められるが、博士後期課程では、入学時点である程度定まった目的意識、志向性をもっている学生が、特別研究も含めて特定の分野をより深く学び、教員の指導のもとに自身の研究を進めていくことが期待される。以上のことから、また学生定員が少数であることから、時間割作成及び履修指導上の調整における大きな困難はないと考えている。

研究指導については、博士前期課程における実際の指導では、個々の教員によりその進め方、頻度等は若干の相違はあるが、平均すると週1回程度のゼミ形式による指導あるいは個人指導を行っている。これに加え、電子メールによる指導も行われている。博士後期課程においては、個人指導が中心になると考えられるが、夜間および土日を含めて時間を調整し確保することは可能と考える。

### 4. 教員の負担の程度

博士後期課程の設置により、担当教員の授業準備及び授業時間の負担は現在よりも増加するが、平日の振替休日等を工夫し調整を図る。

### 5. 図書館・情報処理施設等の利用方法や学生の厚生に対する配慮等

図書館については、博士前期課程における第14条特例の学生のため、すでに平成15年度より平日は21時まで開館されている。平成17年5月からは土曜日の開館を実現し、司書1名も増員した。情報処理施設については、終日利用可能な大学院学生の研究室に設置するパーソナルコンピュータが学内LANに接続しており、情報処理機能も備えている。博士後期課程設置後は、さらに図書館の開館時間を22時まで延長する等の改善をはかっていきたいと考えている。

その他、夜間に登校する学生のため、大学院学生の研究室には冷蔵庫や什器を設置し、同じフロアの調理台つき湯沸室も利用できる。また、本学は守衛の常駐と監視カメラ設置等により24時間の保安体制を敷いている。

## XI 自己点検・評価

本学では、学則第2条第2項において、自己点検・評価を行うことを謳っており、この規定に基づき、自己点検・評価委員会規程を作成し、自己点検・評価委員会を設置している。平成8年開学以来、平成12年度に全学的な点検評価を行い「神戸市看護大学の現状と課題－創設期の総括と展望－」としてまとめた。

平成12年大学院修士課程開設後、これらの点検・評価の結果を受けて将来構想委員会において「神戸市看護大学の将来像－中期的展望－」が打ち出され、博士後期課程の設置が視野に入れられた。さらに、平成14年度より、学部とともに大学院研究科についても点検・評価の実施の重要性が確認された。大学院では、研究科委員会においてその方針を確認し、研究科委員会の下に組織されている各小委員会が中心となり、自己点検・評価を進め、平成15年度末に大学院研究科を含む全学自己点検評価報告書を作成した。大学院における主な評価項目は、教育理念・目標、教育課程ならびに研究指導・学位授与等、大学院学生の受け入れ、研究科教員組織、大学院学生生活への配慮等であり、その他学部と共通する項目として、施設設備、図書館、社会貢献、管理運営・財政等であった。

第3者による点検・評価については、平成12年度自己点検評価結果について、2名の他大学学長によるヒヤリングを含む評価を受け、「平成12年度外部評価報告書」としてまとめた。さらに、平成15年度の自己点検評価報告書をもとに、大学基準協会への加盟判定審査を受け、平成16年度末に正会員として認証を受けたところである。

点検・評価結果は、カリキュラム改訂や将来構想の基礎資料として活用し、さらに関連各委員会・各小委員会における検討を経て、日常的な教育研究活動及び学生の側に立った大学組織の改善に役立てている。

博士後期課程設置後は、これまでの自己点検評価をさらに組織的なものとすべく、例年評価・重点評価等の計画的実施を目指したい。博士後期課程については、完成翌年度に重点評価を予定し、教育理念、目標、教育課程と教授内容・方法の適切さ、研究指導のあり方、学位論文の質等について、学生の意見等も反映させて実施し、その結果を速やかに改善に結びつけていく。

第3者による点検評価としては、当面大学基準協会による5年毎の総合評価を受け、改善につなげていきたいと考えている。

## XII 情報の提供

教育研究活動の学外への発信は、①神戸市看護大学紀要、②大学ホームページ、③在外研究報告会・臨床共同研究発表会、④神戸学園都市（ユニティ）公開講座・看護専門職公開講座等で行ってきた。紀要は、開学年の平成8年度に創刊、以降毎年巻を重ね平成16年度には第9巻を発行した。なお、紀要の巻末には、講座毎に年間の研究業績を掲載している。ホームページ上では、講座毎に、教員の研究領域、現在進行中の研究テーマ、大学院学生の研究テーマ等を公表してい

る。毎年1名の教員が行っている在外研究は、帰国後報告会を設け研修・研究の成果を報告している。また、大学院学生の実習や研究の場でもある市民病院群をはじめとする現場の看護職者と大学教員が共同で行う臨床共同研究も、毎年臨床現場から多くの看護職者の参加を得て発表会を行っている。さらに、地域の一般市民を対象に毎年テーマを決めてユニティ公開講座を開催し、教員が講師を務め研究成果をわかりやすい形で紹介している。看護専門職公開講座は、看護職者に向けてテーマを設定し、本学教員を含む幅広い講師陣が最新の研究成果を紹介し、毎回好評を得ている。

今後は、教員の研究成果の発信についてホームページ等における工夫を重ね、受け手との間に双方向的な交信が可能となるように改善していく考えである。

### XIII 教員の資質の維持向上の方策

大学全体として、ファカルティ・ディベロップメント（FD）への取り組みを開始したのは平成13年度であり、平成15年度から学部における授業評価を組織的に開始した。平成16年度よりFD研修を定期開催し、学部新カリキュラムに向けての科目内容等に関する討議、学生指導に関する研修等を行ってきた。また、看護系大学協議会主催の研修に教員が参加できるように計らっている。さらに、看護専門科目担当の教員が多数会員となっている日本看護教育学会にも毎年参加し研究活動を行っている。

研究活動の促進については、主に若手教員を対象として文部科学省科学研究補助金申請書についての説明会を開催し、申請件数も徐々に伸び、採択率も平成14、15年度は30%を越えるようになってきた。さらに、学内においても年間500万円の予算を計上し、健全な競争原理のもとに研究土壌のさらなる活発化を推進しているところである。

小規模の単科大学であるところから、大学院担当教員の資質については、全学的取り組みの中に位置づけ、その維持向上をはかってきた。学内では毎年2回の特別講演会のほか、先駆的な看護実践に関する講演会や国際的な研究交流の場となる国際フォーラムを開催し、教員の研究関心や活動の拡大に役立てている。また、神戸研究学園都市大学交流センター推進協議会の加盟校として、他大学の教員との学際的な共同研究や合同講演会の開催も推進している。さらに平成15年度からは、大学院研究科委員会が大学院学生・教員を主たる対象に、各種の研究方法論に関する第一人者を学外から招いて講演会を開催している。

博士後期課程設置後も、教員の資質の維持向上の方策についての基本的な考え方に大きな変更はないが、特に研究指導についての大学院担当教員の資質の向上のために、今後も大学院研究科委員会を中心となって研究会、講演会等を積極的に開催し、学外の優れた研究者との交流の機会を拡大していきたいと考えている。

## XIV 学生確保の見通し

本学博士後期課程への進学希望者は次の2つのグループに区分される。

第一は、本学大学院博士前期課程（修士課程）の修了生である。平成16年10月に、本学修了者及び修士課程在学者（2年次）に対して将来の進学希望を調査した結果、回答者全体の約9割近く（25名）が進学意思を表明した。また、このうち6名（既卒者5名）については、進学時期を「できるだけ早く・近い将来」と回答していた。本学大学院博士前期課程は修了生を輩出してまだ3年目であるが、本学修了生の中からも、現時点ですでに、博士後期課程の予定定員を上回る進学希望者がいることがうかがえた。（資料13参照）

第二に進学希望者として想定されるのは、他大学の修士課程・博士前期課程修了生である。平成16年4月現在、全国の看護系大学・学部120校のうち修士課程または博士前期課程を設置している大学は72校であり、これにたいし博士後期課程を設置している大学は25校にすぎない。大都市を含む近畿圏では、博士後期課程を設置する大学が4校（大阪2、兵庫2）と比較的多いが、周辺県での大学及び大学院修士課程設置の増加及び今後の他大学の博士後期課程新設の動向を勘案すると、今後も博士後期課程進学希望者は定員数を上回る形で増加することが予想される。

なお、本学大学院博士後期課程は、大学院設置基準第14条特例を採用する予定である。これにより、現職の若手教員や看護師・看護管理者が、就業を継続しつつさまざまな領域における実践的な研究を重ね、ひいては学位取得をめざすことも可能になる。これにより、本学博士後期課程は、修士課程修了者ないし現場で活躍する専門看護師の、さらなるキャリア開発の貴重な選択肢として徐々に定着していくものと予想される。

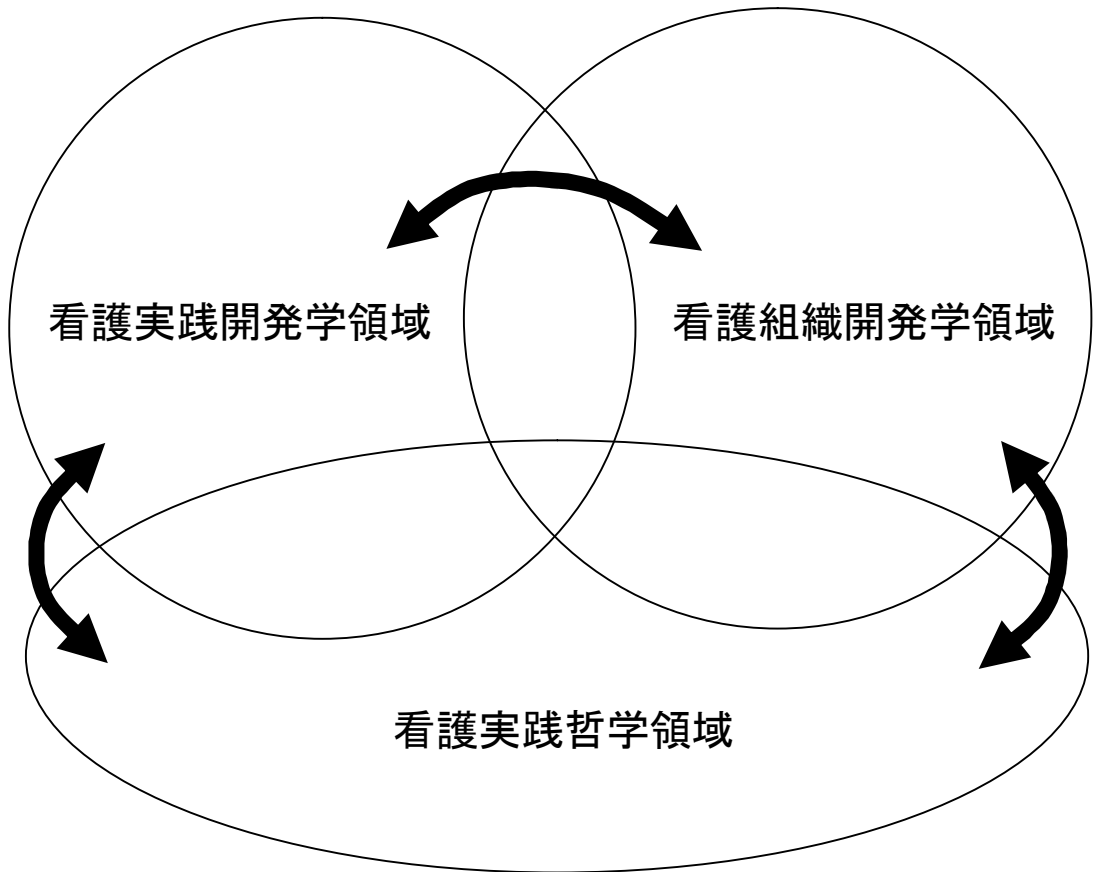


# 資 料

- 資料1 博士後期課程の3領域の関連図
- 資料2 博士後期課程の授業科目一覧
- 資料3 専攻領域別履修モデル
- 資料4 職位別年齢構成表
- 資料5 神戸市看護大学教員の定年に関する規程
- 資料6 神戸市看護大学長選考規程の一部を改正する規程
- 資料7 各領域の履修モデル例
- 資料8 入学から修了までのプロセス
- 資料9 博士後期課程の修了要件
- 資料10 研究室（自習室）の整備状況
- 資料11 博士前期課程との関連図
- 資料12 平成17年度大学院時間割
- 資料13 博士後期課程進学に関する希望動向調査結果



博士後期課程の3領域の関連図



## 博士後期課程の授業科目一覧

区 分	授 業 科 目 名	授業を行う 年次	単位数	
			必修	選択
共通基盤科目	科学哲学特論	1 (前期)		2
	生命倫理学特論	1 (前期)		2
	比較医療文化特論	1 (前期)		2
	人間環境学特論	1 (前期)		2
	応用統計学特論	1 (前期)		2
専 門 科 目	看護実践哲学領域	看護実践哲学特論	1 (前期)	2
		看護倫理学特論	1 (前期)	2
		看護実践哲学特別研究	1 (後期) ~ 3	8
	看護実践開発学領域	女性看護学特論	1 (前期)	2
		地域老年看護学特論	1 (前期)	2
		成人看護学特論	1 (前期)	2
		小児看護学特論	1 (前期)	2
		精神看護学特論	1 (前期)	2
		看護実践開発学特別研究	1 (後期) ~ 3	8
	看護組織開発学領域	看護政策・管理学特論	1 (前期)	2
		看護キャリア開発学特論	1 (前期)	2
		看護組織開発学特別研究	1 (後期) ~ 3	8

## 専攻領域別履修モデル

## 1. 看護実践哲学領域

区分	科目名	配当年次	単位数	履修要件	モデルA	モデルB	
共通基盤科目	科学哲学特論	1	2	○	○		
	生命倫理学特論	1	2	○		○	
	比較医療文化特論	1	2	○ 2単位			
	人間環境学特論	1	2	○ 以上			
	応用統計学特論	1	2	○			
専門科目	看護実践哲学領域	看護実践哲学特論	1	2	★ 2単位	★	
	看護倫理学特論	1	2	★ 以上		★	
	看護実践哲学特別研究	1~3	8	■ 8単位	■	■	
	看護実践開発学領域	女性看護学特論	1	2	★		
		地域老年看護学特論	1	2	★ 2単位		
		成人看護学特論	1	2	★ 以上		
		小児看護学特論	1	2	★		
	看護組織開発学領域	精神看護学特論	1	2	★		
		看護実践開発学特別研究	1~3	8	■ 8単位		
		看護政策・管理学特論	1	2	★ 2単位		
看護キャリア開発学特論		1	2	★ 以上			
	看護組織開発学特別研究	1~3	8	■ 8単位			
合計				12単位以上	12単位	12単位	

## 2. 看護実践開発学領域

区分	科目名	配当年次	単位数	履修要件	モデルC	モデルD	モデルE	モデルF	モデルG	
共通基盤科目	科学哲学特論	1	2	○					○	
	生命倫理学特論	1	2	○	○			○		
	比較医療文化特論	1	2	○ 2単位		○				
	人間環境学特論	1	2	○ 以上						
	応用統計学特論	1	2	○			○			
専門科目	看護実践哲学領域	哲学	1	2	★ 2単位					
	看護倫理学特論	1	2	★ 以上						
	看護実践哲学特別研究	1~3	8	■ 8単位						
	看護実践開発学領域	女性看護学特論	1	2	★	★				
		地域老年看護学特論	1	2	★ 2単位		★			
		成人看護学特論	1	2	★ 以上			★		
		小児看護学特論	1	2	★				★	
	看護組織開発学領域	精神看護学特論	1	2	★					★
		看護実践開発学特別研究	1~3	8	■ 8単位	■	■	■	■	■
		看護政策・管理学特論	1	2	★ 2単位					
看護キャリア開発学特論		1	2	★ 以上						
	看護組織開発学特別研究	1~3	8	■ 8単位						
合計				12単位以上	12単位	12単位	12単位	12単位	12単位	

## 3. 看護組織開発学領域

区分	科目名	配当年次	単位数	履修要件	モデルH	モデルI	
共通基盤科目	科学哲学特論	1	2	○			
	生命倫理学特論	1	2	○			
	比較医療文化特論	1	2	○ 2単位		○	
	人間環境学特論	1	2	○ 以上	○		
	応用統計学特論	1	2	○			
専門科目	看護実践哲学領域	看護実践哲学特論	1	2	★ 2単位		
	看護倫理学特論	1	2	★ 以上			
	看護実践哲学特別研究	1~3	8	■ 8単位			
	看護実践開発学領域	女性看護学特論	1	2	★		
		地域老年看護学特論	1	2	★ 2単位		
		成人看護学特論	1	2	★ 以上		
		小児看護学特論	1	2	★		
	看護組織開発学領域	精神看護学特論	1	2	★		
		看護実践開発学特別研究	1~3	8	■ 8単位		
		看護政策・管理学特論	1	2	★ 2単位	★	
看護キャリア開発学特論		1	2	★ 以上		★	
	看護組織開発学特別研究	1~3	8	■ 8単位	■	■	
合計				12単位以上	12単位	12単位	

注) ○共通基盤科目は2単位以上選択

★専門科目2単位以上のうち2単位は専攻領域科目から必修

■特別研究は専攻領域で8単位必修

## 職位別年齢構成表

(看護学研究科看護学専攻博士後期課程)

職位	学位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
		人	人	人	人	人	人	人
教授 15人	博士			3	7			10
	修士			1	2	2		5
	学士							
	その他							
助教授 7人	博士			1				1
	修士			4	2			6
	学士							
	その他							
講師 人	博士							
	修士							
	学士							
	その他							
合計 22人	博士			4	7			11
	修士			5	4	2		11
	学士							
	その他							

## 神戸市看護大学教員の定年に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第8条の3第1項の規定に基づき、本学の教授、助教授及び講師（以下「教員」という。）の定年について定める。

(定年の年齢)

第2条 教員の定年は、満65歳とする。

(退職の時期)

第3条 教員は、定年に達した日の属する学年度の末日に退職するものとする。ただし、教授会の承認を得たときは、定年に達した日以後、その学年度の末日迄の間に退職することができる。

(準 用)

第4条 満60歳に達した日以後に退職した者については、その在職年が10年を超えるときは、第2条の規程にかかわらず、定年退職したものとみなす。

(改 正)

第5条 第2条の改正には、教授会において出席者の3分の2以上の者の同意を必要とする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

## 神戸市看護大学長選考規程の一部を改正する規程

神戸市看護大学長選考規程の一部を、次のとおり改正する。

第 1 条中「第 4 条及び第 8 条」を「第 3 条及び第 7 条」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(任期の特例)

- 2 平成17年度に行う学長選考において再任された者に対する第17条ただし書の規定の適用については、同条中「2年」とあるのは「3年」と、「6年」とあるのは「7年」とする。

附 則

この規程は、平成17年6月14日から施行する。

<参考> 神戸市看護大学長選考規程新旧対照表 (ぬきがき)

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 後)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）第 4 条及び第 8 条の規定に基づき、神戸市看護大学長（以下「学長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定める。

第 3 条及び第 7 条

第 2 条から第 19 条 略

附 則

附 則

(施行期日)

\_\_\_\_  
 \_\_\_\_ この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。  
 \_\_\_\_  
 \_\_\_\_  
 \_\_\_\_  
 \_\_\_\_  
 \_\_\_\_

1

(任期の特例)

2 平成17年度に行う学長選考において再任された者に対する第17条ただし書の規程の適用については、同条中「2年」とあるのは「3年」と、「6年」とあるのは「7年」とする。

# 神戸市看護大学長選考規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第4条及び第8条の規定に基づき、神戸市看護大学長（以下「学長」という。）の選考及び任期に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 教授会は、次の各号の一つに該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき
- (2) 学長が辞任を申し出たとき
- (3) 学長が欠員となったとき

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合に合っては任期満了の1月前に、同項第2号及び3号に該当する場合にあっては速やかに行うものとする。

(学長候補資格)

第3条 学長候補資格は、神戸市看護大学（以下「本学」という。）の内外を問わず、人格が高潔で学識が優れ、教育行政に関し識見を有する者でなければならない。

(推薦委員会)

第4条 教授会は、学長候補者を推薦するため、学長候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

(推薦手続き)

第5条 推薦委員会は、学長、並びに本学に在職する教授、助教授及び専任の講師（以下「推薦権者」という。）に学長候補適格者の推薦を求めなければならない。

2 前項の推薦権者それぞれは、1名の学長候補適格者を推薦することができる。

3 前項の推薦は、学長候補適格者推薦書（様式第1号）に学長候補適格者経歴書（様式第2号）を添えて推薦委員会が定めた期日までに当該委員会に提出することにより、これを行う。

但し、第3条の規定により学外者を推薦する場合は、推薦権者5名以上が学外学長候補適格者推薦書（様式第3号）に学長候補適格者経歴書（様式第2号）を添えて推薦委員会が定めた期日までに当該委員会に提出することとする。

4 推薦委員会は、前項の規定により推薦された者について審査を行い、適任と認められる者（以下「学長候補者」という。）3名以内を選出し、学長候補者推薦書（様式第4号）を添えて選挙公示前15日までに、教授会に推薦するものとする。

(学長候補者の決定)

第6条 教授会は、前条第4項の規定に基づく推薦委員会からの推薦結果を、学長候補者決定通知書（様式第5号及び第6号）により、第8条に規定する学長選挙管理委員会及び学長候補者に通知するものとする。

(選考の方法)

第7条 第5条第4項の推薦を受けた学長候補者のうちから学長を選考するため、選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第8条 教授会は、前条の選挙に関する事項を所掌するため、学長選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）を置く。

(選挙資格者)

第9条 第7条の選挙の資格を有する者（以下「選挙資格者」という。）は、選挙公示の日に本

学に在職する学長、並びに選挙公示の日に本学に在職する教授、助教授、専任の講師及び助手とする。

(不在者投票)

第10条 投票日に、公務出張その他やむを得ない事由により投票できない選挙資格者は、帳票日の前日までに選挙管理委員会委員長の承認を得て、不在者投票をすることができる。

(公 示)

第11条 選挙管理委員会は、選挙の日の7日前までに第6条の学長候補者の氏名、経歴、選挙日時、投票の場所及びその他必要な事項を公示しなければならない。

(選 挙)

第12条 選挙は、選挙資格者の3分の2以上の投票により成立する。

2 選挙は、単記無記名投票の方法により行い、有効投票の過半数の得票者を当選者とする。

3 前項の投票の結果、有効投票の過半数の得票者がいないときは、得票者の上位2人（末位に得票同数の者があるときは、その者を加える。）について投票を行い、有効投票の過半数の得票者を当選者とする。

4 学長候補者が1人の場合は、信任投票を行い、有効投票の過半数の得票があれば、当選者とする。

(選挙結果の報告)

第13条 選挙管理委員会は、選挙の結果を直ちに教授会に報告しなければならない。

(学長就任の承諾)

第14条 教授会は、選挙の結果に基づき、学長を決定し、当該当選者に対し、学長就任の承諾を求めるものとする。

(再選挙)

第15条 第12条第1項の規定により、選挙が成立しない場合、第12条第4項の規定により、当選者がいない場合及び前条の学長就任がやむを得ない事情で不可能な場合は、この規程の定めるところにより、速やかに改めて選挙を行うものとする

(任用の申出)

第16条 学長は、第14条の承諾が得られたときは、学長の任用を市長に申し出なければならない。

(任 期)

第17条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とし、引き続き6年を越えて在任することはできない。

(疑義の解釈)

第18条 この規程の解釈について疑義を生じたときは、教授会が決定する。

(委 任)

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 各領域の履修モデル例

## 1. 看護実践哲学領域の履修モデルコース

履修科目名	単位	履修時期				
		1年次	2年次	3年次		
<u>履修モデルA</u>						
<共通基盤科目：2単位> 科学哲学特論	2	→				
<専門科目：2単位> 看護実践哲学特論	2	→				
<特別研究> 看護実践哲学特別研究	8					→
合 計	12					
<u>履修モデルB</u>						
<共通基盤科目：2単位> 生命倫理学特論	2	→				
<専門科目：2単位> 看護倫理学特論	2	→				
<特別研究> 看護実践哲学特別研究	8					→
合 計	12					
<修了時に期待される能力>						
<p>ヒューマンサイエンスとしての看護学の哲学的倫理的基盤を構築する能力を養う。</p> <p>修了時は実践志向に基づくヒューマンサイエンスとしての看護学のパラダイム構築を可能にする、創造性豊かな研究者・教育者として従事することが期待される。</p>						

## 2. 看護実践開発学領域の履修モデルコース

履 修 科 目 名	単 位	履 修 時 期				
		1 年 次	2 年 次	3 年 次		
<u>履修モデルC</u>						
< 共通基盤科目：2 単位 > 生命倫理学特論	2	→				
< 専門科目：2 単位 > 女性看護学特論	2	→				
< 特別研究 > 看護実践開発学特別研究	8					→
合 計	1 2					
<u>履修モデルD</u>						
< 共通基盤科目：2 単位 > 比較医療文化特論	2	→				
< 専門科目：2 単位 > 地域老年看護学特論	2	→				
< 特別研究 > 看護実践開発学特別研究	8					→
合 計	1 2					
<u>履修モデルE</u>						
< 共通基盤科目：2 単位 > 応用統計学特論	2	→				
< 専門科目：2 単位 > 成人看護学特論	2	→				
< 特別研究 > 看護実践開発学特別研究	8					→
合 計	1 2					

履修科目名	単位	履修時期				
		1年次	2年次	3年次		
<u>履修モデルF</u> <共通基盤科目：2単位> 生命倫理学特論  <専門科目：2単位> 小児看護学特論  <特別研究> 看護実践開発学特別研究	2  2  8	→				
合 計	1 2					
<u>履修モデルG</u> <共通基盤科目：2単位> 科学哲学特論  <専門科目：2単位> 精神看護学特論  <特別研究> 看護実践開発学特別研究	2  2  8	→				
合 計	1 2					
<修了時に期待される能力>  看護実践諸分野におけるさまざまな課題を創造的に探究し、実践により近い中範囲理論の開発につなげる能力を養う。 修了時は、堅実な研究成果に基づく看護実践モデルの開発を通して、地域医療や地域産業との連携や共同研究を中核となって担える研究者、指導的実践者として従事することが期待される。						

### 3. 看護組織開発学領域の履修モデルコース

履修科目名	単位	履修時期				
		1年次	2年次	3年次		
<u>履修モデルH</u>						
<共通基盤科目：2単位> 人間環境学特論	2	→				
<専門科目：2単位> 看護政策・管理学特論	2	→				
<特別研究> 看護組織開発学特別研究	8					→
合計	12					
<u>履修モデルI</u>						
<共通基盤科目：2単位> 比較医療文化特論	2	→				
<専門科目：2単位> 看護キャリア開発学特論	2	→				
<特別研究> 看護組織開発学特別研究	8					→
合計	12					
<p>&lt;修了時に期待される能力&gt;</p> <p>進行しつつある看護の役割拡大の方向性を見定め、地域社会の要請に応える看護の組織化と運営、個人と社会の側から看護職者の発達を探究する能力を養う。</p> <p>修了時は、ますます高度化・先端化していく医療のなかにおいて、市民一人ひとりの生命の安全とケアの質を保障しうる看護の組織化、看護管理システム、政策を開発しうる研究者ならびに看護管理者として従事することが期待される。</p>						

## 入学から修了までのプロセス

### 1年次

- 4月
  - ・入学
  - ・入学時オリエンテーション
  - ・専攻する領域・指導教員の決定
  - ・履修指導：指導教員の指導のもとに履修科目を選択し、履修する。
- 10月
  - ・指導教員のもとに博士論文のテーマを明確化し、研究計画書の作成をすすめる。

### 2年次

- 4月（\*9月）
  - ・指導教員に博士論文の研究計画書を提出する。
- 5月（\*10月）
  - ・研究科委員会で博士論文研究計画書の審査を行う。
  - ・倫理委員会で博士論文研究計画書についての倫理審査を行う。
  - ・病院等調査施設の倫理委員会の審査を受ける。
  - ・研究計画書に則り、研究をすすめる。

### 3年次

- 1月（\*7月）
  - ・学位論文審査願および博士論文の提出
  - ・博士論文審査（論文審査・最終試験）
- 2月（\*9月）
  - ・博士論文の可否を研究科委員会で決定する。
- 3月（\*9月）
  - ・博士論文発表会
  - ・博士後期課程修了・学位授与
  - ・学位授与から1年以内に博士論文の全文または要約を印刷公表する。

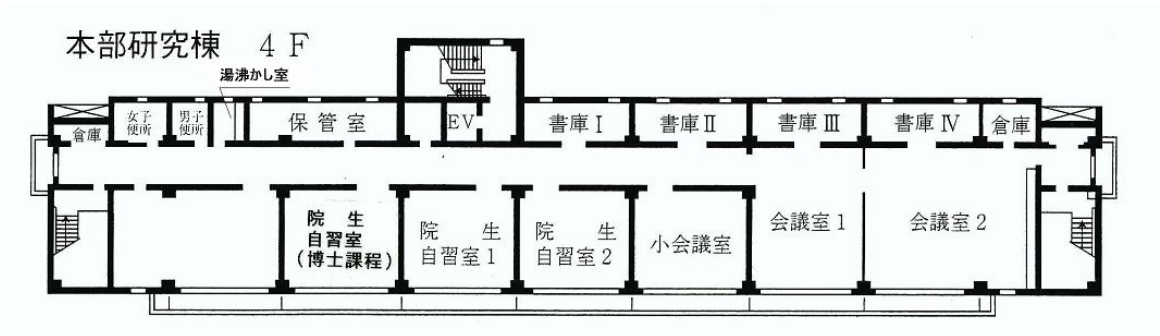
\* 但し、2年次の9月に博士論文研究計画書を提出した場合は、10月に博士論文研究計画書の審査、翌年の7月に博士論文の提出、9月に博士論文の可否判定、9月に修了・学位授与となる。また、博士論文発表会は、3月に行う。

## 博士後期課程の修了要件

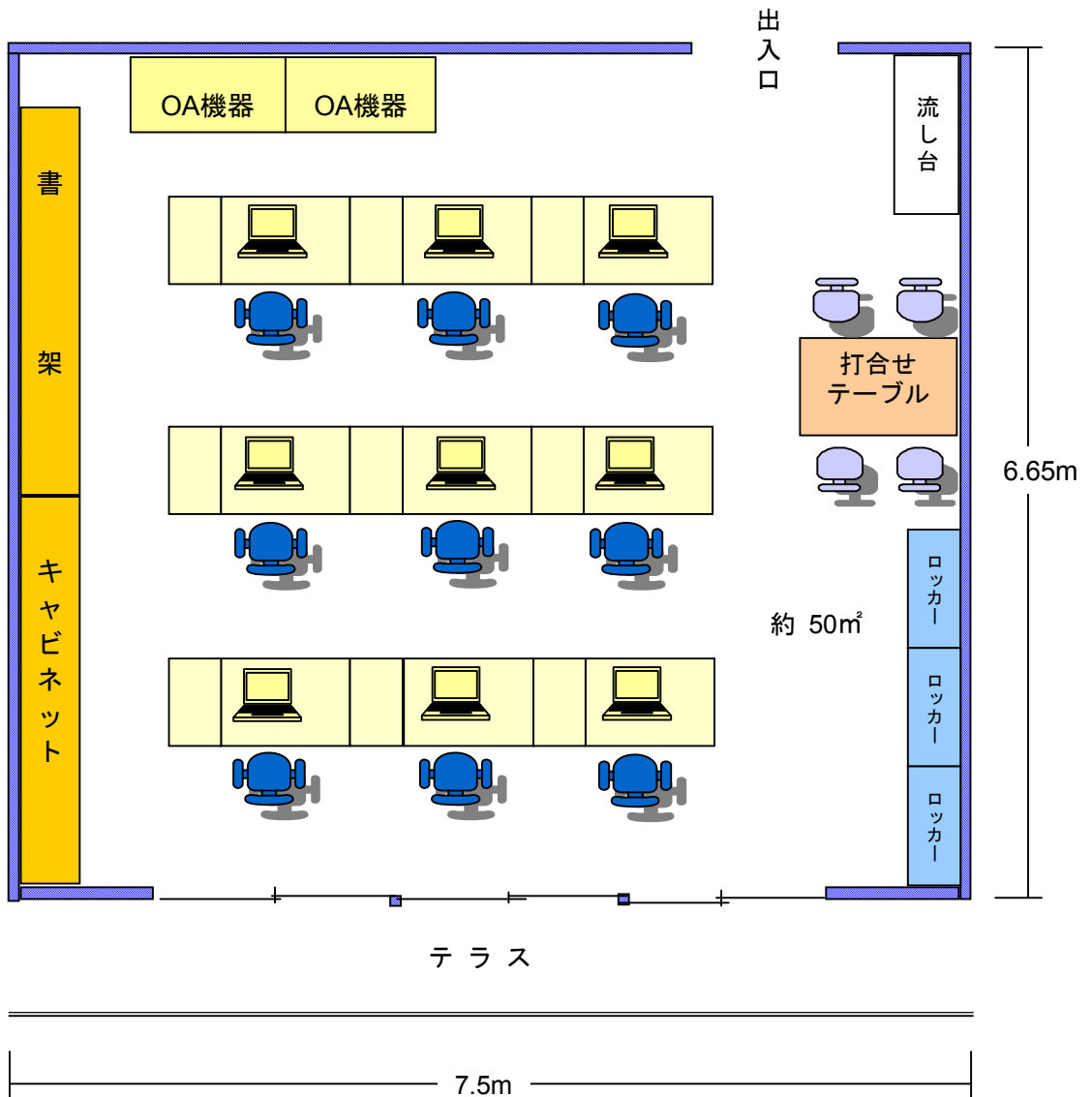
区 分	授 業 科 目 名	単 位 数	看 護 実 践 哲 学 領 域		看 護 実 践 開 発 学 領 域					看 護 組 織 開 発 学 領 域	
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
共 通 基 盤 科 目	科学哲学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	生命倫理学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	比較医療文化特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	人間環境学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	応用統計学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
専 門 科 目	看護実践哲学特論	2	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護倫理学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護実践哲学特別研究	8	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	女性看護学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	地域老年看護学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	成人看護学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	小児看護学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	精神看護学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護実践開発学特別研究	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	看護政策・管理学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
看護キャリア開発学特論	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
看護組織開発学特別研究	8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
合 計		12単位以上									
修 了 要 件	授業科目のうち、共通基盤科目から2単位以上、専門科目から2単位以上、特別研究8単位、合計12単位以上を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。										

■必修科目      □選択科目

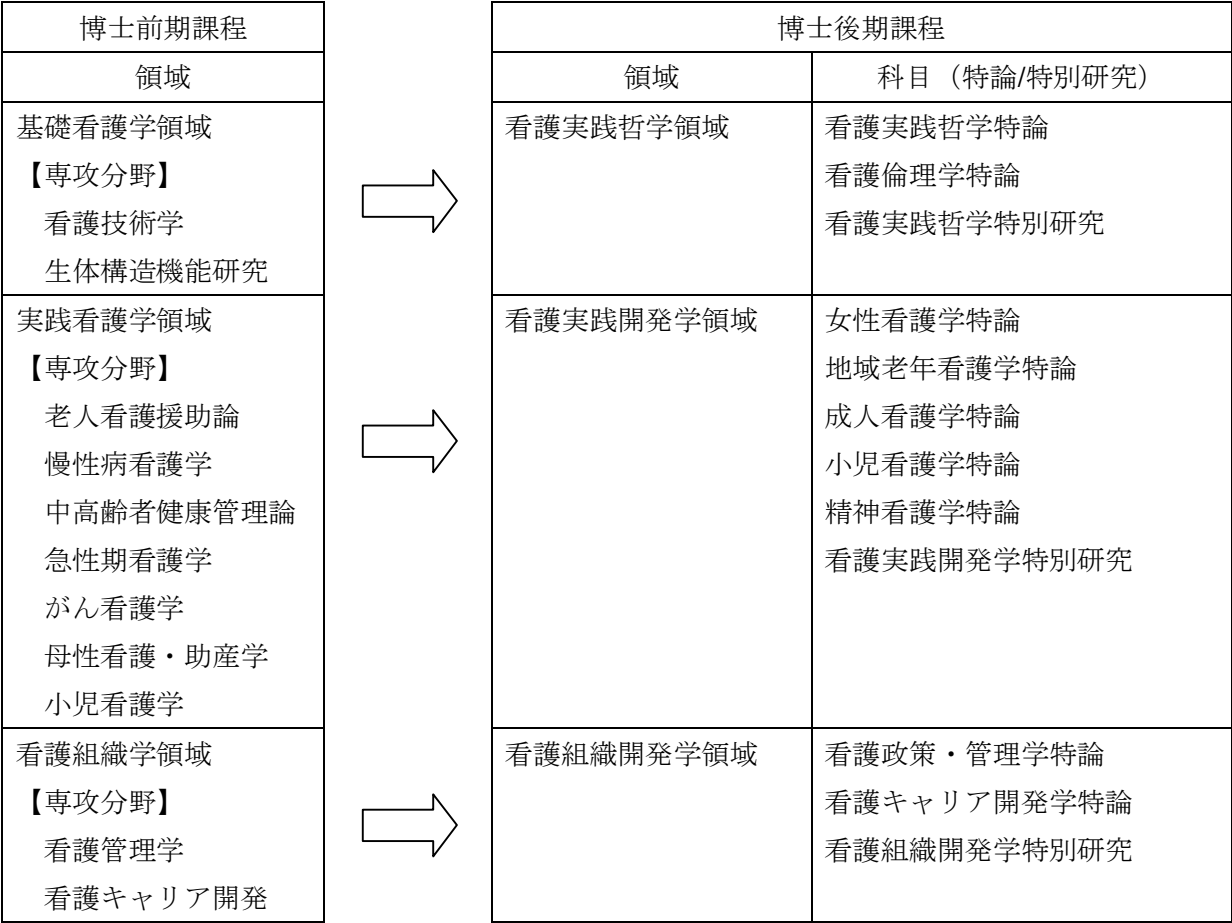
### 研究室（自習室）の整備状況



### 院生自習室（博士課程）配置図



博士前期課程との関連図



## 平成17年度 大学院時間割（1年生）

1年生 前期前半：4月11日～6月4日

神戸市看護大学大学院

月	火	水	木	金	土	
1	パリアティブケア S22	老人看護援助論 特論	がん看護学特論 S22	中高齢者健康管理 論特論 S23	看護キャリア開発特論 S22	がん化学療法看護 S22 ※集中5/28(土) 10:40～18:00
2	がん化学療法看護 S22	S22				
3	がん病態論 S22		ジェンダー学研究 S22		英書講読 S22	
4			急性期看護学特論 S22	小児発達看護論 S22	母性看護・助産学 特論 S22	ケアワーク論 S23
5						
6	慢性病ヘルスアセスメント※注 S22	生体構造機能研究 S23	理論看護学 <隔週>	環境疫学研究 S22	看護管理学特論 S22	
7			S22	S22	S22	

※注「慢性病ヘルスアセスメント」は講師により時間変更あり。別途掲示。

1年生 前期後半：6月13日～8月6日

月	火	水	木	金	土	
1	パリアティブケア S22	急性期看護援助論	がん治療論	がん看護援助論 S23	保健医療福祉論 S22	がん化学療法看護 S22 ※集中7/30(土) 10:40～18:00
2	がん化学療法看護 S22	S22	S22			
3	(特論演習)		ジェンダー学研究 S22		英書講読 S22	慢性病看護学特論 <隔週> S22
4			急性期看護学特論 S22	小児発達看護論 S22	フィールドワーク論	
5						S22
6	看護技術学特論 S22		理論看護学 <隔週>	推計学 S22	慢性病看護援助論 S22	
7			S22	S22	S22	

※「看護情報システム論」は集中講義

(前半6/9、10の2日間※2日目最終コマに中間試験 後半夏季休業期間の2日間を予定・別途掲示)

1： 9:00～10:30
2： 10:40～12:10
3： 13:10～14:40
4： 14:50～16:20      6： 18:10～19:40
5： 16:30～18:00      7： 19:50～21:20

1年生 後期前半：9月26日～11月18日

	月	火	水	木	金	土	
1	(特論演習)	(特論演習)	家族危機看護論	小児家族援助論			
2			S22	S22			
3		看護工学	急性期 フィジカルアセスメント	S22	小児看護学特論		看護教育制度論
4					S22		S22
5			S22				
6		現象学研究	看護学研究概論 看護倫理研究 <隔週> S22	看護学研究概論 看護倫理研究 <隔週> S22			看護政策研究
7		S22					S22

1年生 後期後半：11月28日～2月4日

	月	火	水	木	金	土
1	(特論演習)	(特論演習)	感染創傷管理論		高齢者 リハビリ テーション	周産期母 子援助論
2			S22		S22	S23
3			急性期治療論		看護臨床教育論	
4			S22		S22	
5						
6			看護学研究概論 看護倫理研究 <隔週> S22	精神保健論	心理社会的測定法	
7			S22	S22		

1：9:00～10:30
2：10:40～12:10
3：13:10～14:40
4：14:50～16:20      6：18:10～19:40
5：16:30～18:00      7：19:50～21:20

※「看護経済学」は集中講義（2月中旬の4日間を予定・別途掲示）

## 博士後期課程進学に関する希望動向調査結果

(平成16年10月実施)

設 問	選 択 肢 回 答	回答者数 (%)
現 在 の 所 属	修了生：病院勤務	12 ( 37.5)
	修了生：教育機関勤務	12 ( 37.5)
	修士課程在学学生	8 ( 25.0)
進 学 の 希 望	できるだけ早く進学したい	4 ( 12.5)
	近い将来進学を考えている	2 ( 6.3)
	いつかは進学したい	19 ( 59.4)
	進学の意味はない	1 ( 3.1)
	その他(※注1)	6 ( 18.8)
通 学 形 態 に つ い て の 希 望	フルタイム・14条のいずれでも可	8 ( 25.0)
	フルタイムを希望	8 ( 25.0)
	14条特例の設置を希望	7 ( 21.9)
	両方あって選べるのがよい	7 ( 21.9)
	無回答	2 ( 6.3)
計		32 (100.0)

※注1：「今は仕事が忙しすぎて考えられない」「先のことはわからない」など



# 講 義 等 の 内 容



## 講義等の内容

授業科目名	講義等の内容
科学哲学特論	<p>(概要) 自然や自分自身を知りたいという人間の欲求から生まれた科学あるいは学の歴史を概観し、科学の本質的要素としての科学的認識および科学的方法の特性を確認する。さらに、近代の自然科学が前提としてきた認識論的・方法論的前提に対する現象学の批判をふまえ、人間科学における明証性 (evidence) とは何かへと考察を進める。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(22 松田 毅) アリストテレスを代表とするギリシア哲学の自然観、ルネッサンスを経てデカルトとライプニッツにおいて定式化される近代科学の科学的認識と科学的方法論を確認する。さらにパラダイム論や観察問題など、現代の科学哲学における議論を概説し、現在と今後の課題を展望する。</p> <p>(8 松葉 祥一) 自然科学の認識論と方法論を批判することから始まった現象学の立場から、人間存在への迫り方、自己と他者の問題及び了解可能性等の重要テーマについて概説し、人間の事象、特に日常的世界における人間の現象を、分析的手法に依らずに、その本質を全体論的に探究する方法を探る。</p>
生命倫理学特論	<p>医学の科学技術の進歩に伴い、遺伝子診断・治療、脳死判定及び臓器移植等、看護職者が医療現場でこれらの倫理的課題に直面し、倫理的態度決定が求められる機会が多くなっている。これらの課題に生命倫理学はどのような解答を与えてきたのであろうか。本講では、医療における倫理基盤の学問的模索と生命と人権を守る運動として誕生し発展してきた生命倫理学の現時点における地平を確認し、さらに多様な社会文化的価値や規範、地球規模での環境倫理までも視野に入れた展開を今後の課題として展望する。</p>
比較医療文化特論	<p>(概要) 病いは人間の避け得ない経験のひとつであり、それは固有の文化の脈絡にある。特に生と死を含むその経験と対処の様相を「文化のシステムとしての医療」と捉え、各文化領域における医療に関する諸装置 (政策、社会制度、慣習、世界観、言語文化等) の機能の把握と比較検討を主題とする。日本を含むアジア・太平洋地域を中心的に扱う。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(20 蘭 由岐子) 医療政策、医療組織、社会関係 (医師-患者関係、家族・親族関係を含む) 等からなる我が国の医療文化システムのなかで病気を患うことの意味をより明確に捉えるために、ハンセン病やHIV/AIDSのようなスティグマの強い病気に焦点をあて、患者や家族・遺族、医師たちからの聞き取りデータに基づいて講ずる。</p> <p>(17 紙村 徹) 東南アジア・オセアニアの民族文化が共有するコスモロジー・世界観の地平から照射された身体観・病気観を焦点として、</p>

授業科目名	講義等の内容
	<p>比較的最近導入された近代医学と、それと並行して今も盛んな伝統医療・民間療法・呪的宗教的医療とが形作っている多元的医療システムの理解を目指す。</p> <p>(16 藤代 節) 主に北アジア・シベリアの先住民の言語文化(英雄叙事詩等の口承文芸、諺や迷信等の民間伝承、他)にみられる身心状況、食物摂取、健康にまつわる諸現象描写を医療文化と捉え、紹介・解説する。さらにこの地域において大きな文化背景をなすロシア文化と比較し、文化接触の観点も含め、医療文化を多角的に講じる。</p>
人間環境学特論	<p>人間の生存と活動の基盤である環境を客観的に捉え、評価するための技法を探究する。具体的には健康の保持増進を図るために、健康と環境問題との全体像を①環境と健康(環境と生体との相互作用、環境把握の方法)、②環境の評価(量・反応関係、環境リスクの考え方)、③公害と環境保全(公害の発生機序と健康影響、地球環境の変化と健康、公害防止と環境保全対策)の三つの観点から探究する。その上で、環境規制のあり方、環境政策とその実現等に向けての研究方法を考察する。</p>
応用統計学特論	<p>人間の精神、行動、社会関係はきわめて複雑かつ個別的な現象である。本講では、これらの現象の中にある法則性を解明する学問的方法としての統計学と、とくに、看護の対象となる患者や援助者である看護職者など人間集団の傾向の解明、看護提供方式や制度・政策の有効性や効率性の測定、あるいはこれらのための尺度開発に有効な統計学の理論と方法などを中心に、調査・実験、データ処理方法も含めて教授する。</p>
看護実践哲学特論	<p>「看護実践哲学特論」では、まず第一に、看護学を看護実践という観点から捉え直し、その学問的基礎づけのために不可欠である看護実践とは何かを問い、看護実践を構成する身体・言語・間主観性を手がかりとして、実践と理論との関係を明確にすると同時に、新しい看護実践モデルへの可能性を探究する。第二に、看護実践と行為・技術との関係を明らかにし、看護技術論の確立に向けての哲学的課題を解明する。</p>
看護倫理学特論	<p>倫理は、本来看護実践に内在するという立場から、看護実践の倫理的基盤を理論的実践的に探究する。文化や制度と深く関わる倫理の捉え方を概観したうえで、看護実践の文脈に照らして、医療倫理原理やケアリングの倫理の異同を検討する。さらに、看護実践のナラティブ、倫理綱領の解釈、事例解釈、実証的研究等について、倫理研究の手法としての特性、有用性、限界を論じる。</p>
女性看護学特論	<p>(概要) 現代社会の重要課題である女性の健康問題を女性の自我の発達と危機、それに伴う身体的・心理的な健康問題並びに女性の病の医学的、文化的意味の脈絡から探究する。さらに災害、DV(夫・恋人からの暴力)、子育てに伴う危機などを含むさまざまな状況における</p>

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
	<p>女性看護のあり方や新しい女性の健康支援モデルの開発にむけた研究方法を検討すると同時に、この分野における助産師の役割ならびに教育システムの構築を目指す。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(5 山根木 加名子) 女性看護学を多面的に研究するため、英文学を対象にジェンダーの諸問題を歴史・哲学・心理学・文化など学際的視点から考察する。例えば、女性の自我確立の歴史、家父長文化と女性文化、女性の病の医学的、文化的考察、女性の教育・職業、生と死の哲学的考察などを通して、ジェンダーに対する広範な理解力を養う。</p> <p>(9 高田 昌代) 個人のライフコースにおける発達と危機、これに関連した生理的・心理的な健康問題を看護学・助産学の観点から解釈を加え、さまざまな年代や状況における女性の健康問題を把握する新たな枠組みと教育システムを構築する。</p>
地域老年看護学特論	<p>(概要) 人間のライフサイクルにおける老年期を発達の視点で捉え、健康課題を多角的に分析し、地域や家庭を基盤とする高齢者とその家族が主体的に健康づくりに取り組める健康生活支援モデルの開発に向けての研究方法を探究する。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(4 沼本 教子) 家庭や施設で生活する高齢者を発達の視点から捉え、自分史の記述等とおして高齢者が自己の人生を意味づけることを助ける人生の統合期の看護援助プログラムの構築並びにその検証に関する研究方法を検討する。</p> <p>(12 稲垣 絹代) 高齢者や、社会的弱者、マイノリティの人々が、障害や病気をもちながら地域で生き生きと生活することを可能にする条件を多様な角度から探り、公的制度のみならず地域全体の資源の創出と活用に関する看護支援モデルの開発に向けた研究方法を検討する。</p>
成人看護学特論	<p>(概要) 医療の高度化ならびに疾病構造の変化に伴い、成人患者およびその家族に新たに生じる複雑な健康問題を捉え、患者・家族のQOLを高めるための新たな療養生活支援モデルの開発とその検証の方法について探究する。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(6 吉永 喜久恵) 複雑な健康問題をもち医療を受けている成人患者のQOLを高めるための支援に関する研究方法を探究する。さらに、短期間の間に医療機関から療養型施設や在宅療養へ移行する患者に新たに生じる感染症等の健康問題の支援に関する研究方法について検討する。</p> <p>(19 江川 幸二) 高度先端医療を必要とする成人患者およびその家族に新たに生じる健康問題を身体・心理・社会ならびに倫理的視点から包括的に捉え、患者・家族のQOLを高めるための代替医療を取り入れた新たな療養生活支援モデルの開発とそのモデルの臨床での有効性と限界について探究する。</p>

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
	<p>(21 池田 清子) 長期にわたり治療を受けながら生活を送っている生活習慣病の成人患者およびその家族の、さまざまな経過の中で生じる健康問題を包括的に把握するための方法について、既存の理論やモデルの有効性の質的並びに統計学的検証も含めて総合的に検討する。あわせて、患者およびその家族のセルフケア能力とQOLを高めるための、療養生活支援モデルの開発とその有効性と限界について探究する。</p>
小児看護学特論	<p>発達理論・関係発達理論と看護理論を統合しながら、子どもとその家族が健康課題や健康問題に対して彼らのもつ力を最大限に発揮できるように支援する方法を探究する。さらに、医療的ケアを受けながら小児から成人へと成長・発達する途上で遭遇する複雑な健康問題や障害をもつ子どもとその家族のQOLを高めるための新たな療養生活支援モデルの開発に向けた研究方法を検討する。</p>
精神看護学特論	<p>(概要) さまざまな精神の健康問題をもつ個人とその家族の生活を社会背景や時代の状況とあわせて多面的に探究すると共に、精神に障害をもつ個人と家族のQOLを高めるための療養生活支援モデルの開発とその検証の方法について探究する。</p> <p>(オムニバス方式)</p> <p>(7 植本 雅治) 現代社会における精神の健康問題および個々人の障害について、それぞれの病態、発症にいたる要因、求められるべき対応について検討する。それと同時に、それらに関する研究方法を最新の理論に基づき探究する。</p> <p>(15 安藤 幸子) 精神に障害をもつ個人とその家族の生活を社会背景や時代状況との関連で多面的に把握し、精神の健康問題をもつ個人とその家族あるいは集団へのケア提供システムのあり方を探究する。特に災害時における精神の健康問題及び心のケアに焦点を当てた援助モデルの開発につなげる。</p>
看護政策・管理学特論	<p>看護サービスの質を保証する看護の組織化・システム化のあり方を、個別医療機関の経営管理から地方公共団体や国家レベルでの政策過程に至るまでの全体を俯瞰しながら検討し、具体的な変革プランの開発に向けた研究方法を追究する。特に、保健医療福祉が労働集約型の産業特性をもつ点を重視し、看護職と関連ケア職種をめぐる、ミクロには組織内での人事労務管理制度のあり方、メゾ～マクロには労働市場論的観点から教育・養成政策のあり方を主たる課題として扱い、先進諸外国との比較も交えて幅広く探究する。</p>
看護キャリア開発学特論	<p>(概要) 看護職者の就労機会の拡大、資格・学歴の高度化・複雑化が進行する中で、社会と人々のニーズに対応しうる新たな看護キャリア開発について、個々の専門職者としての看護職者の成長・発達の観点ならびに組織的な人材育成支援方法や評価方法も含めて多面的に探究する。</p> <p>(オムニバス方式)</p>

授 業 科 目 名	講 義 等 の 内 容
	<p>(14 グレグ 美鈴) 看護職者のキャリア開発における重要概念である職業アイデンティティについて、その確立のプロセスを研究方法の検討も含めて探究する。同時に、看護の人材育成の観点から職業アイデンティティの確立を支える条件について、先進諸外国との比較も交えて幅広く探究する。</p> <p>(18 平河 勝美) 看護実践経験の連続と蓄積によって看護職者が職業能力とキャリアをどのように発達させるかの諸相を探究する。とくに継続教育について、基礎教育との接続方法、プログラム編成方法、教育評価方法を主軸として課題を複合的に探究し、看護キャリア開発支援モデルの開発につなげる。</p>
看護実践哲学特別研究	看護実践に基づく看護の概念を人間科学（ヒューマンサイエンス）として位置づけ、人間的営みとしての看護実践そのものを対象として、倫理を含むその本質の探求を一義的課題とする。さらに、人間科学としての看護実践哲学研究は、人間の経験、特に健康や病む人のケアに関する研究をとおして、ケアの意味の探求とその方法論の開発をはかる。また、社会的・文化的文脈の中で営まれる看護実践にともなう倫理問題を探求する。
看護実践開発学特別研究	少子高齢化の進展、疾病構造の変化に伴い多様化・複雑化する人々のニーズに対応し、QOLの向上、心身の安寧に基づく健康寿命の延伸に必要とされる健康生活支援モデルの開発、並びに地域全体を視野に入れたケアシステムの開発を目的とする研究を行う。特に、現代社会の重要課題である女性の健康問題の根底を歴史的・文化的視点から深く掘り下げ、女性看護学における健康支援モデルの開発研究に取り組むと同時に、精神の健康問題を病態、発症にいたる要因から掘り下げ、個人・家族・集団のケア提供システムの開発に取り組む。さらに、高度化・先端化する医療の中で複雑な健康問題や障害を持つ患者・家族のための新しい療養生活支援モデルの開発研究を行う。
看護組織開発学特別研究	社会経済、保健医療福祉の諸政策の変化を踏まえ、利用者の権利擁護とニーズ充足の観点から現行の看護提供組織・システムを検証し、これを支える看護職者の労働環境の整備・人材育成ならびにサービスの質保証について探究する。対象領域は、個別組織のマネジメントや個人のキャリア開発から、地域、行政レベルの看護提供システムや政策まで多岐にわたるが、いずれにおいても研究課題を原理的・理論的に検討すると同時に、現実の問題解決に資する戦略モデルや改革プランなどをその評価方法も含めて探究する。



3. 学長及び大学院の研究科の長の氏名等を記載  
した書類



様式第3号

学長及び大学院の研究科の長の氏名等を記載した書類

(神戸市看護大学大学院看護学研究科看護学専攻)

個人調書の番号	専任・兼担・兼任の別	職名	フリガナ 氏名 (年齢) (就任予定年月)	担当授業  科目名	毎週担当授業時数				現職  (就任年月)
					講義	演習	実験・実習	計	
1	⑦	学長	イケガワ キヨコ 池川 清子  (68歳)  (平成18年4月)						神戸市看護大学 学長 研究科長  (平成14年4月)



